

第19期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2026年3月27日 (金)
午前10時 (受付開始：午前9時30分)

開催
場所

東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館
味覚糖UHA館
TKP浜松町カンファレンス
センター
カンファレンスルーム6A
(裏表紙のご案内図をご参照ください)

目次

- 第19期定時株主総会招集ご通知
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書
- 株主総会参考書類
 - 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 第三者割当による新株式発行並びに第14回及び第15回新株予約権発行の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

～世界中の"好き"を加速する～

CRAVIA株式会社

証券コード：6573



証券コード 6573
2026年3月12日
(電子提供措置の開始日 2026年3月5日)

株 主 各 位

東京都港区芝大門二丁目3番6号
C R A V I A 株 式 会 社
(旧商号：アジャイルメディア・ネットワーク株式会社)
代表取締役社長 藤 原 宏 樹

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

・当社ウェブサイト <https://cravia.jp/ir/news>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主総会へのご来場については、ご自身の健康状態をご考慮のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。また、当日ご出席されない場合、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使が可能です。P3「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2026年3月26日（木曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館
味覚糖UHA館TKP浜松町カンファレンスセンター カンファレンスルーム6A
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

1. 第19期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当による新株式発行並びに第14回及び第15回新株予約権発行の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、これらの事項は監査等委員会及び会計監査人の監査対象となっております。
- ・連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のお願い

拝啓 株主の皆様にはますますご清祥のこととご拝察申し上げます。
日頃は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今回、2026年3月27日（金曜日）に開催いたします第19期定時株主総会におきましてはその成立に所定数以上の議決権行使が必要となる重要な議案を上程することとなりました。

そのため、株主の皆様お一人おひとりのご協力が不可欠となっております。

つきましては、今回、議決権を行使いただいた株主の皆様（当日ご出席のうえ行使された方を含む）全員に、1,000円分のQUOカードを進呈いたします。

QUOカードは、後日株主名簿記載の住所宛に、郵送にてお届けいたします。

議決権の行使方法は以下のいずれかをお選びいただけます。

- 総会当日にご出席のうえ、議決権を行使
- 招集ご通知に同封の「議決権行使書用紙」に賛否をご記入のうえ、書面にてご投函
- インターネット等によるオンラインでの議決権行使

QUOカードの発送時期につきましては、2026年5月を予定しておりますが正式には、当社ウェブサイト上にて、お知らせいたします。

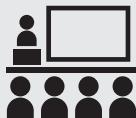
今後とも企業価値の増大に向け一層精励する所存でございます。
株主の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年3月

CRAVIA株式会社
代表取締役社長 藤原 宏樹

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年3月27日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）午後7時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年3月26日（木曜日）午後7時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2026年3月26日（木曜日）
午後7時まで

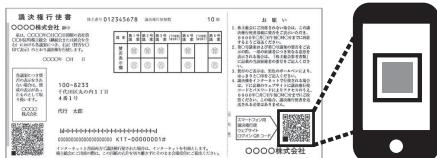
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- ① 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ④ インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 9:00~21:00

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただいた後は「次へ進む」ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを終了してください。

次へ進む

<その他ご案内>

- 投票用紙の電子配信ご利用のお届けの確定手続または立証をクリックしてください。
- 投票用紙の電子配信を行っている銘柄をご所有の方で、すでにご覧いただいたメールアドレスなどの変更・電子配信の中止を希望される方は、立証をクリックしてください。
- 成約変更や権利放棄等の買戻請求などの機能は立証をクリックしてください。

クリック

「次へ進む」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは「紙」で記載されています。
（電子メールによる配信を受ける株主様の場合は、
招集ご通知電子メールから入力してください。）

入力

議決権行使コード:

クリック

ログイン

閉じる

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

- パスワードを入力し、「次へ進む」をクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用し、「入力」をクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、「パスワードをお忘れの方」をクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

クリック

次へ

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や政策効果を背景に個人消費の持ち直しとインバウンド需要の高水準が続き、企業の設備投資も底堅く推移、日経平均株価は高値圏で推移するなど緩やかな回復基調を維持しました。一方で、米国通商政策の影響等による海外景気の不透明感や中国経済の減速と対中関係の悪化、物価上昇の長期化などが逆風となり、輸出や生産の一部に弱さがみられるなど先行きには慎重さを要する局面となりました。

このような状況のなか、当連結会計年度においては、前年度までの業績不振から脱却するための諸施策、特にM&A及び新規事業の積極展開が効果を上げたことから、売上高については前年同期と比べて増加いたしました。

利益については、売上高の増加に伴う売上総利益の増加により、営業損失は減少しております。

また特別損益区分においては、貸倒引当金戻入益の計上、損害賠償請求訴訟の一部和解、及び新株予約権の権利行使期間満了による特別利益が発生した一方で、弁護士費用及び減損損失による特別損失が発生しております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は546,224千円（前年比19.9%増）となりました。営業損失は282,200千円（前期は営業損失301,962千円）、経常損失は301,762千円（前期は経常損失320,539千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は258,588千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失337,676千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施致しました設備投資等の総額は6,282千円であり、その主な内容は、当社及び子会社での工具器具備品の増加、子会社でのソフトウェア投資による支出であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、第10回新株予約権が行使されたことにより新株式を発行したことで10百万円、第11回新株予約権が行使されたことにより新株式を発行したことで106百万円、第13回新株予約権が行使されたことにより新株式を発行したことで234百万円を調達しました。これらの資金使途は、今後の当社の成長に寄与する資本業務提携への出資やM&A資金、運転資金及び暗号通貨の購入等に充当しております。

(4) 対処すべき課題

① 不適切な資金流用及び会計処理への再発防止策の徹底

当社は、2021年6月16日付「2021年12月期第1四半期報告書の提出期限の延長（再延長）に係る承認申請書提出のお知らせ」及び同年6月21日付「第三者委員会の最終調査報告書公表及び役員報酬の減額に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第三者委員会による調査の結果、元役員による不適切な資金流用が行われていたこと、及びその後の社内調査により、ソフトウェア資産において不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。

当社は、本事案を受け、第三者委員会の最終調査報告書による原因分析及び提言を真摯に受け止め、再発防止策を策定し、継続して運用を行ってまいりました。しかしながら、2022年1月、当社台湾子会社ならびに当社の過去の取引において新たに不適切な会計処理が発覚し、2022年2月1日付「第三者委員会の設置及び2021年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて開示のとおり、前回調査で発覚しなかった疑義について、再度、第三者委員会を設置し調査を実施いたしました。調査結果については、2022年4月11日付「第三者委員会の調査報告書の公表について」にて開示しております。

これら2回の調査結果では、取締役会や監査役による業務執行に対する監督機能及び牽制機能の機能不全、内部監査の不足、社内規程及び業務フローの不備並びにこれらの運用方法の周知不足、役職員のコンプライアンス意識の欠如など、内部管理体制等の不備が一連の不祥事の原因であることが明らかにされました。また、当社の内部管理体制等に改善の必要性が高いと認められ、2022年6月16日付で、当社株式は東京証券取引所から特設注意市場銘柄の指定を受けました。

当社は、これらの2度にわたる第三者委員会の調査報告の結果と特設注意市場銘柄の指定を重く受け止め、2022年9月30日付「「改善計画・状況報告書」の公表について」にてお知らせのとおり、以下の再発防止策を策定し、コーポレートガバナンスの強化、内部管理体制の整備等、再発防止策の実施に真摯に取り組みました。2023年6月16日、これら再発防止策の実施状況や今後の改善策の運用方針等を取りまとめた「内部管理体制確認書」を東京証券取引所に提出したところ、経営体制の刷新や監査等委員会設置会社への移行を始めとした内部管理体制の改善が認められ、2023年8月30日付で、特設注意市場銘柄の指定を解除されることができました。

当社は、この一連の不祥事により、株主、投資家及び取引先などステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを忘れず、今後も内部管理体制を常に見直し、体制の整備・強化を継続するとともに、当社グループ一丸となって、企業価値の向上に向け全力を尽くしてまいります。

(1) コーポレートガバナンス体制の強化

① 監査等委員会設置会社への移行

取締役会の中に社外役員を中心とした監査等委員会を設置することで、監査等委員である取締役も取締役会の決議に参加することとなり、取締役の議案に対する関心を高め、強い監督・牽制機能を発揮できる体制を構築する。

② ガバナンス強化委員会の設置

取締役会における重要な意思決定事項やプロセスが適切であるかを確認し、取締役会の諮問機関として客観的かつ合理的な助言を行うことを目的とする。

③ 役員選任基準や適合状況の検討フローの見直し

役員選任のガイドラインを策定するとともに、任意の指名委員会を設置し、役員の選解任プロセスの透明性を担保し、当社の適切な経営体制の構築を図る。社外役員の選定基準を策定ならびに策定後の継続的な見直しにより、十分な独立性と監督機能を有する社外役員を確保する。

④ 取締役会による監督機能強化

取締役会における決算報告の拡充及び報告基準の引き下げ等の報告内容の充実、取締役会議事録の内容充実・作成方法の改善を通じ、取締役会での議論を充実させ監督機能を強化する。

(2) コンプライアンス意識の徹底

① コンプライアンスを最優先した経営の実現

経営トップ自ら、コンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確にし、役職員に対して、継続してメッセージを発信する。

② 役職員に対するコンプライアンスの意識改革

コンプライアンス専任部署を設置し、コンプライアンス遵守状況に関するアンケートの実施、コンプライアンス研修やリスク管理研修を定期的実施することにより、役職員のコンプライアンス意識の維持向上を図る。

③ 職業倫理の確立

職業倫理を考慮した人事評価を行うことでコンプライアンス意識の向上を図る。

(3) 組織体制の再構築

① リスク管理体制の強化

コンプライアンスに関する企業文化改革及び全社横断的な内部統制システムの強化を目的として、経営トップ及び各部門長等から構成されるリスク管理委員会を設置する。

② 適切な権限配分の実現と権限集中の解消

管理体制を強化することにより、適切な権限配分を実現する。

③ 危機管理体制の強化

コンプライアンス違反等の不祥事が発生した際に、速やかに改善策を提示するための体制や規程、マニュアル等を整備する。

(4) 監査体制の強化

① 監査等委員との連携強化

三様監査として、会計監査人と監査等委員会、内部監査室の会合を行い情報交換を密にする他、内部監査室から監査等委員会へ内部監査業務の内容を報告させる体制を整備し、必要に応じて監査等委員会の指示に従い内部監査室が内部監査を実施するなど、内部監査室と監査等委員との連携の強化を図る。

② 内部監査体制の見直し

内部監査の体制強化のため、内部監査室の専任担当者を確保し、また、内部監査室員への定期的な教育や外部の専門家のサポート体制を構築し、内部監査体制の強化を図る。

③ 社内情報へのアクセス権限の見直し

監査等委員及び内部監査室が内部監査を遂行する上で必要な社内情報へのアクセス権限を見直し、内部監査をより機動的に遂行できる体制を整備する。

(5) 社内規程の整備・改訂及び業務フローの見直し

① 社内規程の包括的な見直しと社内周知の徹底

社内規程や業務フローなどに不備・不足があったために、資金流用などの意図的な不正が引き起こされたことを受け、職務権限規程、業務分掌規程、経理規程及びコンプライアンス規程等、不備、不足のあった規程の見直しを行うとともに、それら以外の規程についても一斉点検を実施し、必要な改定を行い速やかに社内に周知する。

② 社内改善分科会の立ち上げ

二度にわたる不祥事の要因の一つとして、社内規程や業務フローなどの不備・不足、それらの周知不足が考えられるため、社内規程や業務フローの内容を改善し、社員への周知の徹底を図る社内改善分科会を立ち上げる。

③ 経理部門の専門知識の向上

経理部門において当社に必要な会計専門知識を習得し、個別の会計処理の適否を検討できるよう、外部の会計専門家から研修を受けることのできる体制を整備する。

(6) 情報収集体制の強化

① 外部機関への内部通報窓口の設置

完全に中立な立場にある外部の内部通報窓口を設置することにより、内部通報をより適切に対処する体制を整備する。

② 内部通報制度の周知徹底

内部通報制度について定期的な社内研修を行い、また全社員集会などの場での周知回数を増やす等により、役職員への周知を徹底する。

③ 内部通報に関する信頼の醸成

情報提供者の秘匿及び不利益な扱いの禁止について、規程へ明記し周知徹底することで、内部通報に関する信頼感を醸成する。

④ 役職員への定期的なアンケート調査

当社役職員へコンプライアンス違反についての定期的なアンケートを実施し、情報収集に努める。

(7) モニタリングの継続

上記具体策を実行するに当たり、監査等委員会を中心として定期進捗モニタリングにより、適時状況を把握し、改善に努める。

② アンバサダー事業（ファンマーケティング事業）の収益拡大及び事業多角化の推進

イ. 顧客基盤の拡大について

当社グループの主力事業であるアンバサダー事業は、これまでは当社の基幹システム「アンバサダープラットフォーム」を軸としたファンコミュニティの提案が中心となっておりましたが、その後マーケティング戦略上連携が求められやすいSNSアカウント運用やインフルエンサー活用、さらに2025年にはTikTok Shop活用などを組み合わせることで、顧客への提案、セミナーの開催といった営業活動を実施しております。

ロ. アンバサダープログラムのテクノロジー・ノウハウを活かした事業多角化の推進

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しています。今後、短期的に収益の黒字化を実現するために、これらのテクノロジーやノウハウとのシナジーが期待できる新しい事業分野への取り組みを推進してまいります。

当社はすでに前連結会計年度において「ECによる小売業」を開始し、また株式会社グローリーの子会社化により「幼児用教材事業」に進出して、それぞれに成果を上げています。さらに当連結会計年度においては「エンターテインメント」「旅行」「コンタクトレンズ製造販売」「リユース」「M&Aコンサルティング」などM&A及び新規事業への投資を通じて、事業の多角化を推進し、新たな収益源確保を推進しています。

ハ. アンバサダー事業との連携強化及び個人目線でのサービス展開の拡大

上記のとおり、当社は新たな収益源を確保するため、当社の主力事業であるアンバサダー事業でこれまでに得られたテクノロジーやノウハウを活かし、新規事業分野への取り組みを推進いたします。

例えばECによる小売業においては、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向けECにおける一般的な形態であるECモール店舗から事業を開始した結果、2024年8月29日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて開示しましたとおり、ECによる小売業の売上が好調に推移しております。

次のステップとして、商品提供元である企業や店舗経営者からの情報だけでなく、アンバサダー事業と親和性の強い「消費者に近い第三者の視点」からの情報であるアンバサダー、インフルエンサーによる「個人目線の推奨、レコメンデーション」による商品・サービス販売へと拡大していく予定です。

当社の主要事業であるアンバサダー事業との連携の強化を行いつつ、サービスの提供先を企業だけでなく一般の消費者・地方自治体等にも広げ「アンバサダー」のさらなる可能性を見出すとともに、当社のテクノロジーと企画・運営ノウハウを活用した販促・購買支援、市場調査、商品開発など新たな収益性を見込めるサービス展開を検討しております。

③ 資本政策による財務基盤の安定化

当社は、当連結会計年度に、第三者割当による第11回、第12回及び第13回新株予約権の発行及び当該新株予約権のうちの一部の行使により、資本増強を図ってまいりました。

しかしながら依然として当社の資本は脆弱であると言え、業容拡大のための投資や安定的な事業運営のための資金調達の実施が不可欠であります。今後も資本政策について多角的な検討を進めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第16期	2023年度 第17期	2024年度 第18期	2025年度 (当連結会計年度) 第19期
売 上 高	447,185 千円	289,350 千円	455,521 千円	546,224 千円
経 常 損 失 (△)	△224,637 千円	△439,211 千円	△320,539 千円	△301,762 千円
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△231,801 千円	△491,495 千円	△337,676 千円	△258,588 千円
1株当たり当期純損失 (△)	△25.67 円	△27.06 円	△13.98 円	△8.16 円
総 資 産	437,045 千円	349,275 千円	557,571 千円	661,451 千円
純 資 産	73,037 千円	111,395 千円	342,936 千円	426,729 千円

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は2023年10月6日を効力発生日として、1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社につき該当事項はありません。

なお主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社及び当該会社の子会社との間で当社は取引を行っております。これら取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ) 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

当該取引をするに当たっては、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないことに留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適切に決定しております。

ロ) 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当該株式会社の取締役会の判断及びその理由

当社は、独立性確保の観点を踏まえ、社外取締役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会において多面的な議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しております。

ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)
(連結子会社) BTCリンク株式会社 (旧商号：and health株式会社)	10,000千円	EC による小売業 医療用機器、高気圧酸素機器及び酸素発生機の製造、販売 マーケティング事業 アパレル商品の企画、販売及び輸出入 リユース事業	100.0
(連結子会社) 株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT	10,000千円	中国向けファンクラブ運営事業	51.0
(連結子会社) 株式会社グローリー	13,000千円	幼児教育材の企画・製造・販売事業	100.0
(連結子会社) 株式会社ミライル	1,000千円	コンタクトレンズの企画・製造・販売事業	51.0
(連結子会社) 株式会社インプレストラベル	4,000千円	旅行事業	80.0

(連結子会社) 株式会社BEBOP	1,000千円	タレントマネージメント 事業、イベント企画・制 作・実施等事業	90.0
(連結子会社) 有限会社辻元	3,000千円	酒類の販売業	100.0
(連結子会社) 株式会社cadre	1,000千円	日用家庭用品及び日用品雑貨 衣料品等の企画、製造、販売	51.0
(連結子会社) 株式会社グローバルM&Aパー トナーズ	5,000千円	クロスボーダーM&Aア ドバイザリー事業	66.0

(7) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社は「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、クライアント企業の商品や製品・サービスのファンを対象に“クチコミ”（利用体験の発信・購入の推奨）の活性化や購買の促進を支援する様々なサービスを提供しております。

インターネット、スマートフォンの普及により人々の生活や企業の活動は大きく変化し、製品やサービスが高機能化・成熟化する中で、今までの企業の宣伝活動の中心であったテレビCMや新聞・雑誌広告だけでは、自社の製品やサービスの価値を十分に伝えることが困難な状況となりました。特に近年のSNSの発達により、個人がSNSを通じて発信する“クチコミ”が製品やサービスの購買選択に与える影響は著しく大きなものとなっております。

当社はこのような状況において、好きな企業、製品やサービスについて“自発的にクチコミ/推奨するファン”を「アンバサダー」と定義し、アンバサダーの情報発信力、運営ノウハウを活用し、分析テクノロジー、プロモーション、販売促進活動から商品開発を支援する「アンバサダー事業」を展開してまいりました。企業の取り組みや製品/サービスの価値を正しく伝えることが難しい時代において、「アンバサダー」を通じて製品やサービスの魅力が伝わる仕組みを提供することで、クライアント企業へ有益な情報を提供しマーケティング活動の推進に貢献することを目指しております。

その一方で、当社は、アンバサダーマーケティング事業のみに依存することに問題意識を持っており、新たな収益源を確保することが解消すべき課題であると認識しておりました。

デジタルトランスフォーメーションの進展に伴い、消費者の行動があらゆる面でデジタルにシフトしている現在の状況においては、当社がこれまでアンバサダー事業によって培ってきた最先端の専門技術とノウハウを活かし、大きな成長を見込めるステージであると考えております。

子会社を含めた当社グループとしては、さらに積極的にM&Aや業務提携に取り組み、美容健康機器等の製造販売業、ECによる小売業、旅行、タレントマネジメント等のエンターテインメント事業に加え、2025年より新たに貴金属・ブランド品等を扱うリユース事業を開始するなど事業の多角化を推進することで、一層の収益拡大を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

(8) 主要な営業所及び子会社（2025年12月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

② 子会社

名 称	所 在 地
BTC リンク 株式会社 (旧商号：and health株式会社)	東京都港区
株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT	東京都港区
株 式 会 社 グ ロ ー リ ー	神奈川県綾瀬市
株 式 会 社 ミ ラ イ ル	東京都港区
株式会社インプレストラベル	東京都港区
株 式 会 社 B E B O P	東京都港区
有 限 会 社 辻 元	東京都港区
株 式 会 社 cadre	東京都渋谷区
株式会社グローバルM&A/パートナーズ	東京都港区

(9) 従業員の状況（2025年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 25名（前期比 5名減）

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	△9名	39歳	4.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、他社への出向者数（1名）及び臨時雇用者数（1名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2025年12月31日現在）

借入先	借入額（千円）
西武信用金庫	87,075
株式会社商工組合中央金庫	23,280

2. 会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 117,782,880株
- (2) 発行済株式の総数 33,685,080株
- (3) 株主数 8,405名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社玉光堂	5,095,679 株	15.12 %
楽天証券株式会社共有口	2,101,600	6.23
森田 寛	651,900	1.93
株式会社NANA produce	458,400	1.36
GMOクリック証券株式会社	456,900	1.35
田代 光史	400,000	1.18
柳本 公則	393,000	1.16
高林 良男	386,300	1.14
株式会社SBI証券	360,300	1.06
JPモルガン証券株式会社	358,220	1.06

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が5,109,360株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人及び子会社の会社役員及び使用人に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年12月31日現在)

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 原 宏 樹	BTCリンク株式会社 代表取締役
取締役CFO	野 口 敦 司	野口公認会計士事務所 所長 野口敦司税理士事務所 所長
取 締 役	早 川 麻 依 子	株式会社Orb Promotion 代表取締役 株式会社V-TOKER 取締役
取 締 役	金 子 雄 亮	MAKE BEAUTURE株式会社 取締役 インフルエンサーズ株式会社 代表取締役 株式会社V-TOKER 取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	北 條 陽 平	北條法律事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	佐 久 間 玄 任	弁護士法人SAKURA法律事務所 大阪支店長
取 締 役 (監査等委員)	瀬 川 千 鶴	フィンツ法律事務所 所長

- (注) 1. 当社は、取締役藤原宏樹氏、取締役野口敦司氏、取締役早川麻依子氏、取締役金子雄亮氏、取締役北條陽平氏、取締役佐久間玄任氏及び取締役瀬川千鶴氏、並びに取締役吉岡剛氏及び取締役小石彩萌氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。
2. 取締役北條陽平氏、取締役佐久間玄任氏及び取締役瀬川千鶴氏は社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、北條陽平氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 常勤監査等委員の北條陽平氏は弁護士であり、法律に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員の佐久間玄任氏は弁護士・公認会計士であり、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役北條陽平氏、取締役佐久間玄任氏及び取締役瀬川千鶴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役佐久間玄任氏は、2026年1月31日付で弁護士法人SAKURA法律事務所大阪支店長を退任し、2026年2月1日付で佐久間法律会計事務所所長に就任しております。
7. 寺本直樹氏は、2025年3月28日開催の第18期定時株主総会最終の時をもって、任期満了により代表取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位及び重要な兼職の状況
吉岡 剛	2025年3月31日	当社取締役(監査等委員) 奥野総合法律事務所 パートナー弁護士
小石 彩 萌	2025年7月31日	当社取締役(監査等委員) 小石彩萌公認会計士事務所 所長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定に関する規定を設けております。当該定款に基づき職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が業務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。

ただし、当該保険契約には、被保険者の違法な私的利益供与、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は当社およびその子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内で、監査等委員を除く取締役は取締役会の決議で、監査等委員である取締役は監査等委員である取締役の協議で、それぞれ報酬の決定方針及び具体的な金額等を決定しております。

当社の役員報酬は、毎月定額にて支給される基本報酬（固定報酬）としております。現在は、業績連動報酬は設けておりませんが、基本報酬は国内の同業種や同規模の他企業の水準を参考のうえ、当社及び担当部門の業績、従業員の賃金水準などを勘案して毎年定時株主総会後の取締役会において決定しております。経常利益は、企業業績を適切かつ客観的に表す一般的な指標であり、また当社は売上高経常利益率を目標とする指標の1つとしていることから、役員報酬の指標としております。

当事業年度における個々の役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬の枠内で2025年3月28日の取締役会の決議並びに2025年3月28日及び同年11月21日の監査等委員である取締役の協議によりそれぞれの能力、貢献度、期待度を勘案して決定いたしているため、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

また、取締役会は、監査等委員である社外取締役3名が出席して役員報酬の決定基準の遵守状況を適切に監督しており、客観性・透明性は確保しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議は、2022年8月9日開催の臨時株主総会において、取締役（当時の取締役員数は3名。監査等委員である取締役を除く。）について年額100,000千円以内、監査等委員である取締役（当時の監査等委員である取締役員数は3名）の報酬限度額は年額15,000千円以内と決議いただいております。

③ 取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く）	5名	36,370千円	（うち社外	1名	1千円）
取締役（監査等委員）	5名	9,100千円	（うち社外	5名	9,100千円）

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

取締役北條陽平氏は、北條法律事務所の所長であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

取締役佐久間玄任氏は、弁護士法人SAKURA法律事務所の大阪支店長であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

取締役瀬川千鶴氏は、フィンツ法律事務所の所長であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

取締役吉岡剛氏は、奥野総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

取締役小石彩萌氏は、小石彩萌公認会計士事務所の所長であります。当社は同事務所と特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

役員氏名	取締役会		監査等委員会	
	出席数／開催数	出席率	出席数／開催数	出席率
取締役 (監査等委員) 瀬川千鶴	47回／48回	97.9%	15回／16回	93.7%
取締役 (監査等委員) 吉岡剛	36回／45回	80.0%	11回／13回	84.6%
取締役 (監査等委員) 小石彩萌	40回／45回	88.8%	13回／13回	100%
取締役 (監査等委員) 北條陽平	3回／3回	100%	3回／3回	100%
取締役 (監査等委員) 佐久間玄任	3回／3回	100%	3回／3回	100%

(イ) 取締役会及び監査等委員会での発言状況等

取締役（監査等委員）瀬川千鶴氏は、当事業年度において、在任中に開催された48回の取締役会中47回に出席し、また、16回の監査等委員会中15回に出席し、法務に関する豊富な経験と幅広い見識により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）吉岡剛氏は、当事業年度において、在任中に開催された45回の取締役会中36回に出席し、また、13回の監査等委員会中11回に出席し、法務に関する豊富な経験と幅広い見識により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）小石彩萌氏は、当事業年度において、在任中に開催された45回の取締役会中

40回に出席し、また13回開催された監査等委員会すべてに出席し、公認会計士として、財務及び会計に関する専門的知見により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）北條陽平氏は、当事業年度において、在任中に開催された3回の取締役会及び3回の監査等委員会すべてに出席し、法務に関する豊富な経験と幅広い見識により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

取締役（監査等委員）佐久間玄任氏は、当事業年度において、在任中に開催された3回の取締役会及び3回の監査等委員会すべてに出席し、法務に関する豊富な経験と幅広い見識により、また、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知見により、客観的かつ中立な立場から適宜意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 KDA監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	20,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役の職務執行を監査する権限を持つ監査等委員会を設置し、取締役の職務執行について厳正な監視を行うことにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- 2) 取締役会における重要な意思決定やそのプロセスが適切であるかを確認し、取締役会の諮問機関として客観的かつ合理的な助言を行うことを目的に、ガバナンス強化委員会を設置する。
- 3) 取締役の選解任プロセスの透明性を担保し、当社の適切な経営体制の構築と継続に資することを目的に、任意の指名委員会を設置する。
- 4) コンプライアンス専任部署の設置、コンプライアンス規程を制定し法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底することを通じ、当社役職員のコンプライアンス意識の向上を図る。
- 5) コンプライアンス専任部署の主導によりコンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- 6) 外部の内部通報窓口を設置するとともに、社内の内部通報窓口として業務執行部門から独立した監査等委員会事務局が通報対応を行うことにより通報者に不利益が生じない体制としている。
- 7) 組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。
- 8) 「1. 企業集団の現況に関する事項 (4) 対処すべき課題」に記載の通り、過去2度に渡る不適切事例を受け、職務権限規程、業務分掌規程、経理規程及びコンプライアンス規程等、必要な規程・管理資料等の各種規定を全面的に見直し、刷新している。また、経営トップ自らコンプライアンス遵守が経営の最重要課題であることを再度明確にし、コンプライアンス教育、継続したメッセージの発信等を行うとともに、コンプライアンス違反事実の把握から改善施策の実行に至る迄の実効性を高めるために、規程等の刷新、組織体制の再構築を行っている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令、機密管理規程、文書管理規程等によって保存部署及び保存期限を定め、適切に保存及び管理を行う。
- 2) 取締役及び監査等委員は、これらの情報を、いつでも閲覧できるものとする。
- 3) 取締役会資料作成マニュアルを見直し、各議案や報告事項に必要な資料を特定し、より正確かつ深度ある情報を基に取締役会での意思決定が行える体制を構築し運用する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理委員会を設置し全社的なリスクの洗い出し・評価を行い、重大なインシデント等に対する機敏な対応を行うこと、リスク管理規程を制定し全社に周知・徹底すると共に、各部門との情報共有を図ること等を通じ、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
- 2) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- 2) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の一部の取締役は、当社の取締役が兼務することにより、グループ内での方針・情報の共有化と伝達を効率的に実施する。
- 2) グループ全体のコーポレートガバナンスを実践するために、当社各部門はグループ全体の内部統制システム構築の指導・支援を実施すると共に、適法・適正で効率的な事業運営を管理・監査する。
- 3) 当社内部監査担当者は、当社及び子会社の内部監査を実施し、業務の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
- 2) 補助使用人は、監査等委員会を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査等委員会の指揮・命令にのみ服する。
- 3) 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査等委員会の同

意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制

- 1) 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、又は取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。
- 2) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実その他会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- 3) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査等委員会に報告する体制を整備するものとする。
- 4) 内部監査室から監査等委員会に対して、内部監査報告書を提出し内部監査の計画・手続・結果等の報告を行う。必要に応じて監査等委員会は、内部監査室に指示を行い内部監査の実効性を確保する。また、定期的に監査等委員会、内部監査室、会計監査人の三者でコミュニケーションを行い連携をはかる。

⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社では、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。
- 2) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
- 3) 監査等委員会は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。
- 4) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

- 5) 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- 6) 前期より監査等委員会設置会社に移行し、議決権の行使等を通じた取締役会の監督機能の強化、監査等委員会の過半数を社外委員とすることによる独立性の強化等を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況（2025年）は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

過去2回の不適切事例を受け、2022年12月期中に行った役員体制の刷新及び監査等委員会設置会社への移行を通じ、取締役会の監督強化、取締役の半数以上を社外取締役とすることによる独立性の強化を行った。これらにより、業務の適正を確保するための体制を構築、維持し、コーポレートガバナンス体制の強化と当社事業の更なる推進を目的とした役員体制を構築している。

また、2022年12月期中に職務権限規程、業務分掌規程、経理規程及びコンプライアンス規程等、必要な規程・管理資料等の各種規定を全面的に刷新し運用を開始したが、前期に引き続き今期も改めてそれら諸規程の見直しを行い、より適切な内容への更新を行った。

② コンプライアンス

当社はコンプライアンスの徹底や意識向上を図るため、全役職員を対象としたハラスメントや個人情報取り扱い、インサイダー取引等に関するコンプライアンス研修、並びに、内部統制やコンプライアンスに係る社内規程の理解度テストを実施している。これらの取り組みを継続し、役職員全体のさらなるコンプライアンスの徹底や意識向上を図っていく。

また、外部機関に内部通報窓口を設置するとともに、ポスターの掲示や携帯用カードの配布、社内会合での繰り返し周知等を行い、内部通報制度への理解を促し、制度の浸透を図っている。

さらに、役職員に対して、ハラスメント実態、コンプライアンス違反実態等に関する定期的なアンケート調査を行い、組織内でコンプライアンス上の問題点の早期発見に努めている。

③ ガバナンス強化委員会

当社は、2022年12月期に、公認会計士、弁護士等の財務・法務の専門家を委員としたガバナンス強化委員会を設置した。主として取締役会における重要な意思決定事項やプロセスが適切であるかを確認し、取締役会の諮問機関として客観的かつ合理的な助言を行うことを目的とし、同委員会では、当社のリスク・ガバナンス管理体制の改善・強化のため活発な議論が行われている。

④ リスク管理体制

代表取締役社長を委員長とする全社横断的なメンバーで構成されるリスク管理委員会を設置し、定期的に委員会を開催することで、全社的なリスクを洗い出し、評価を行い、重大なインシデント等に対する機敏な対応を行うことに取り組んでいる。

⑤ 内部監査体制

内部監査室の人員強化を行うとともに、内部監査室から監査等委員会に対して、月次で内部監査報告書を提出し内部監査の計画・手続・結果等の報告を行っている。監査等委員会は、必要に応じて内部監査室に指示を行い内部監査の実効性を確保している。また、四半期毎に監査等委員会、内部監査室、会計監査人の三者でコミュニケーションを行い連携を図っている。

(注) 本事業報告中の記載金額・株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	344,920	流 動 負 債	136,730
現 金 及 び 預 金	89,161	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	23,212
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	91,964	短 期 借 入 金	980
商 品 及 び 製 品	23,706	1年内返済予定の長期借入金	31,776
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	19,819	未 払 金	29,776
未 収 入 金	12,534	未 払 法 人 税 等	7,436
前 払 費 用	44,483	未 払 費 用	15,500
前 渡 金	40,320	未 払 消 費 税 等	730
そ の 他	23,260	前 受 金	9,322
貸 倒 引 当 金	△330	そ の 他	17,994
固 定 資 産	316,530	固 定 負 債	97,992
有 形 固 定 資 産	2,894	長 期 借 入 金	97,992
建 物 及 び 構 築 物 (純 額)	2,041	負 債 合 計	234,722
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	853	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	48,372	株 主 資 本	398,373
の れ ん	48,372	資 本 金	443,928
投 資 そ の 他 の 資 産	265,264	資 本 剰 余 金	565,290
投 資 有 価 証 券	151,297	利 益 剰 余 金	△610,844
敷 金 及 び 保 証 金	8,779	新 株 予 約 権	26,821
長 期 未 収 入 金	370,526	非 支 配 株 主 持 分	1,534
暗 号 資 産	64,728		
そ の 他	3,637	純 資 産 合 計	426,729
貸 倒 引 当 金	△333,705	負 債・純 資 産 合 計	661,451
資 産 合 計	661,451		

連 結 損 益 計 算 書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	546,224
売 上 原 価	490,124
売 上 総 利 益	56,099
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	338,300
営 業 損 失	282,200
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	290
受 取 配 当 金	0
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	7,124
そ の 他	2,436
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	2,466
暗 号 資 産 評 価 損 失	15,271
株 式 交 付 費 他	11,622
そ の 他	55
経 常 損 失	29,414
特 別 利 益	301,762
固 定 資 産 売 却 益	15
関 係 会 社 株 式 売 却 益	855
和 解 金	58,110
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,736
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	23,570
特 別 損 失	
減 損 損 失	27,458
訴 訟 関 連 費 用	20,420
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	261,353
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,544
当 期 純 損 失	263,897
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	5,308
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	258,588

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	268,366	389,728	△352,255	305,838
当期変動額				
新株の発行	175,562	175,562	-	351,124
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	-	-	△258,588	△258,588
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	175,562	175,562	△258,588	92,535
当期末残高	443,928	565,290	△610,844	398,373

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	36,339	758	342,936
当期変動額			
新株の発行	-	-	351,124
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	-	-	△258,588
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△9,518	776	△8,742
当期変動額合計	△9,518	776	83,792
当期末残高	26,821	1,534	426,729

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、当該事象または状況を解消するために、以下の施策を実施しております。

①資本政策による財務基盤の安定化

当社にとって収益力を高めていくためには、人材の採用を含めた基盤整備、業容拡大のための投資が不可欠と考えており、そのため前連結会計年度において、第11回、第12回及び第13回新株予約権を発行し、その一部が行使されました。

当連結会計年度においても、これらの新株予約権の行使が進み、特に第13回新株予約権については行使が完了するなど、M&A及び新規事業投資に必要な資金調達を実行いたしました。

しかしながら、依然として当社の資本は脆弱であり、今後も資本政策について多角的な検討を進めてまいります。

②収益力の向上

当社は、主力商品である「アンバサダープログラム」の開発・運用の実績から、アンバサダーのクチコミ効果を分析する独自のテクノロジーや、アンバサダーの行動によるビジネス貢献の分析モデル等のノウハウを保有しております。

これらのテクノロジーやノウハウとのシナジーが期待できる事業分野への投資等の取り組みによって、収益の黒字化の速やかな実現を図ってまいります。

当社はすでに前連結会計年度において「ECによる小売業」や「幼児用教材事業」に進出することで成果を挙げています。当連結会計年度においては、さらにエンターテインメント、旅行、消費財等の領域での積極的なM&Aや業務提携を行い、連結子会社及び持分法適用会社の設立、出資、株式取得により事業ポートフォリオを大幅に拡大いたしました。

●連結子会社及び持分法適用会社

- ・BTCリンク株式会社(EC・リユース事業)
- ・株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT(中国向けタレントファンクラブ運営)
- ・株式会社グローリー(幼児用教材事業)
- ・株式会社ミライル(コンタクトレンズ製造販売)
- ・株式会社BEBOP(タレントマネジメント事業)

- ・株式会社インプレストラベル(旅行業)
- ・有限会社辻元(酒類販売)
- ・株式会社cadre(総合家電・美容商品)
- ・株式会社V-TOKER(TikTokに特化したVライバーの育成支援)
- ・東京書店株式会社(出版)
- ・株式会社みつとめるへん社(幼児向け絵本・児童向け読み物・遊具・アパレル等)
- ・株式会社グローバルM&Aパートナーズ(クロスボーダーM&Aアドバイザリー事業)

上記のうちBTCリンク株式会社については、2025年5月23日付「連結子会社の合併並びに子会社の商号変更に関するお知らせ」にて公表したとおり、カラーコンタクトレンズ等のEC向け小売業において堅調な業績を上げている連結子会社and health株式会社と、コンシューマー向けマーケティング領域において開発力・運営力・ノウハウを有する連結子会社papaya japan株式会社及び株式会社コンフィの3社による合併を実施し、存続会社であるand health株式会社の商号をBTCリンク株式会社へ変更したものです。同社は新規事業として、貴金属や高級ブランド商材等の買取・販売を行う「リユース事業」へ進出し、事業領域の拡充を図っております。

なお、当社はこれらの多角化した事業を通じて「情熱をつなぎ、創造性を未来へ導く」企業へと進化するため、2026年1月1日付で商号を「CRAVIA (クラヴィア) 株式会社」へ変更いたしました。今後も、M&Aや新規事業への投資を行い、事業の多角化により新たな収益源確保を推進してまいります。

③ 人材の採用及び育成の強化

業容の拡大及び事業の多角化推進に伴い、当社では今後専門的スキルを持つ人材ニーズが高まっております。当社では人材の確保を喫緊の課題と捉え、今後、積極的な人材採用を行うとともに、多様性を重視し、社内における人材育成を推進してまいります。

しかしながら、これらの対応策は、今後の経済情勢等により収益が計画通り改善しない可能性があることや、資本政策はご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映しておりません。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

9社

主要な連結子会社の名称

BTCリンク株式会社

株式会社AGILE ENJIN ENTERTAINMENT

株式会社グローリー

株式会社ミライル

株式会社BEBOP

株式会社インプレストラベル

有限会社辻元

株式会社cadre

株式会社グローバルM&Aパートナーズ

(連結子会社の異動)

株式取得による増加 2社 株式会社cadre 有限会社辻元

合併会社設立による増加 1社 株式会社グローバルM&Aパートナーズ

連結子会社間の合併による除外 2社 株式会社コンフィ papaya japan株式会社

(2) 主要な非連結子会社名

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用する非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数

3社

主要な持分法を適用する関連会社の名称

東京書店株式会社

株式会社みっとめるへん社

株式会社V-TOKER

(持分法を適用する関連会社の異動)

株式取得による増加 2社 東京書店株式会社 株式会社みっとめるへん社
合併会社設立による増加 1社 株式会社V-TOKER

(3)持分法を適用しない非連結子会社の数
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②暗号資産

活発な市場があるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年
車両運搬具	4年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3)繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

(4)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5)収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（10年以内）にわたって均等償却を行っております。

5. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日）、及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更

該当事項はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

①のれん

当期において連結子会社及びリユース事業を取得したことにより、当連結会計年度の連結貸借対照表において、のれん48,372千円を計上しております。

当該子会社またはリユース事業に収益性の低下等により減損の兆候があると認められる場合には、割引前キャッシュフローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失認識の要否を判定しております。

減損損失認識の要否の判定には、今後の事業計画に基づく見積りキャッシュ・フロー等の仮定が用いられております。なお、当該判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、翌期以降の事業計画に基づいているため、将来の経営環境の変化等により事業計画に用いた仮定の見直しが必要になった際は、将来キャッシュ・フローの見直しが必要になり、重要な影響が生じた場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

①有形固定資産の減価償却累計額 7,367千円

有形固定資産の減損損失累計額については、連結貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

②不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

	当連結会計年度 (2025年12月31日)
未収入金	4,490千円
長期未収入金	370,515千円
貸倒引当金	333,694千円

③偶発債務に関する注記

当社は、現在株式売却に関する15百万円の損害賠償を求める訴訟を提起されております。

本訴訟は現在係属中であり適切に対応しておりますが、その結果および当社に及ぼす影響については、現時点において予測することは困難であります。

なお、本訴訟に係る損害賠償額及び発生可能性等については合理的に見積もることができないため引当金は計上しておりませんが、審理が進み将来の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある段階になったため注記するものであります。

連結損益計算書に関する注記

①販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	57,857千円
給料手当	39,720千円
支払手数料	56,454千円
支払報酬	40,904千円
外注費	49,094千円

② 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
事業用資産	CRAVIA株式会社 (東京都港区)	工具器具備品	497
事業用資産	株式会社cadre (東京都渋谷区)	建物附属設備	300
事業用資産	株式会社グローリー (神奈川県綾瀬市)	車両運搬具	229
事業用資産	株式会社インプレストラベル (東京都港区)	ソフトウェア	3,912
その他	株式会社グローリー (神奈川県綾瀬市)	のれん	8,712
その他	有限会社辻元 (東京都港区)	のれん	7,932
その他	株式会社cadre (東京都渋谷区)	のれん	5,874

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	28,575,720	5,109,360	0	33,685,080

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 5,109,360株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

	第6回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	9,000株	20,900,000株	600,000株
新株予約権の残高	50個	209,000個	6,000個

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を投資家からのエクイティファイナンス及び銀行借入によって調達しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び電子記録債務はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に金利変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

営業債権及び敷金及び保証金については、取引開始時に取引先の信用判定を行うと共に、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。また、契約更新時その他適宜取引先の信用状態の把握に努めております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰表を作成・更新すると共に、適切な手許流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額

が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	4,479	4,255	△223
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	129,768	123,815	△5,952

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」「未払金」並びに「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。また、敷金及び保証金のうち、取引保証金等の返還の時期が決まっていないものについては、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから前表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券(非上場株式)	151,297
敷金及び保証金	4,300

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	4,255	—	4,255
長期借入金	—	123,815	—	123,815

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	連結損益計 算書計上額
	アンバサダ ー事業	製 造 販 売 業	小売業	計				
売上高								
顧客との契 約から生じる 収益	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224	—	546,224
その他の収 益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客へ の売上高	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224	—	546,224
セグメント 間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	251,960	19,335	270,943	542,240	3,984	546,224	—	546,224

(注) その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	42,294
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	91,964
契約負債（期首残高）	8,937
契約負債（期末残高）	9,322

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	11円83銭
1株当たり当期純損失	8円16銭

重要な後発事象に関する注記

I. 持分法適用関連会社の異動（合併による消滅）

当社の持分法関連適用会社である株式会社みっとめるへん社（以下「みっとめるへん社」といいます。）は、2026年1月31日付でメモリーテックつくば株式会社（以下、「メモリーテックつくば社」といいます。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたしました。

本合併に伴い、みっとめるへん社は消滅し、当社は本合併後の存続会社であるメモリーテックつくば社に対して重要な影響力を有しなくなったため、持分法適用関連会社から除外されることとなりました。

1. 異動（除外）に至った経緯

メモリーテックつくば社と、みっとめるへん社、株式会社精美堂（以下、「精美堂」といいます。）、及び株式会社RedGames（以下、「RedGames」といいます。）は、製造、企画編集、アプリ、流通、OA機器卸、教育分野における新たな価値創造と、持続的な成長の実現を目的とし、2026年1月31日を効力発生日として、メモリーテックつくば社を存続会社、みっとめるへん社、精美堂、及びRedGamesを消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

本合併により、当社が保有するみっとめるへん社の株式に対してメモリーテックつくば社の株式が割り当てられます。

この結果、当社のメモリーテックつくば社に対する議決権保有比率は7.99%となり、重要な影響力を喪失したことから、みっとめるへん社（合併前）を持分法適用会社から除外するものであります。

2. 異動する持分法適用関連会社（みっとめるへん社）の概要

(1) 名称	株式会社みっとめるへん社
(2) 所在地	東京都文京区湯島三丁目14番9号湯島ビルディング5階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木伸也
(4) 事業内容	幼児向けの絵本や児童向けの読み物・保育備品・遊具・アパレルウェア等の企画・編集・販売
(5) 資本金	98,000千円
(6) 設立年月日	2018年7月4日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社玉光堂ホールディングス(70%) CRAVIA株式会社(30%)

(8) 上場企業と当該会社との関係	資本関係	当社はみっとめるへん社の株主(30%)です。
	人的関係	該当事項はありません。また当社からの役員派遣はありません。
	取引関係	ECによる小売業及び幼児用教材事業における仕入元であり、配送業務を委託しています。 また、IPの管理及びキャラクターグッズ等の企画・卸売を受託しています。
	関連当事者への該当状況	当社の関連会社です。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財務状態

(単位:千円)

決算期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純資産	304,725	336,466	359,321
総資産	355,609	434,275	440,719
1株当たり純資産(円)	21,056	23,249	24,828
売上高	43,484	289,556	472,042
営業利益	559	33,182	19,855
経常利益	1,325	33,928	20,430
当期純利益	1,277	28,038	22,854
1株当たり当期純利益(円)	88.24	1,937	1,579
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00

※2023年2月期においては決算期に変更があったため、2ヶ月分の数値になっております。

3. 合併後存続会社となる会社の概要

(1) 名称	メモリーテックつくば株式会社		
(2) 所在地	東京都港区赤坂四丁目5番21号 バルミー赤坂317号室		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木伸也		
(4) 事業内容	CD、DVD、ブルーレイなど光記録媒体の企画、制作、製造 商業印刷における企画、制作、製造管理、輸出入 出版印刷における企画、制作、製造管理、輸出入 付録グッズ製造における工場選定、製造管理、検品、輸出入 著作権の管理、出版、販売、輸出入 ソフトウェアの開発、企画、制作、販売 物流センター事業		
(5) 資本金	30,000千円		
(6) 設立年月日	2021年12月24日		
(7) 大株主及び持株比率	株式会社玉光堂ホールディングス (73.18%) 株式会社メモリーテック・ホールディングス (13.00%) 株式会社サンワネット (13.00%)		
(8) 上場企業と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	酸素ボックスの製造・在庫管理を委託しています。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財務状態	(単位:千円)		
決算期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期
純資産	348,962	386,763	387,075

総資産	1,544,081	1,549,648	1,609,830
1株当たり純資産	65	77	73
売上高	1,099,497	1,647,029	1,554,079
営業利益	10,525	45,855	26,066
経常利益	6,056	37,508	16,333
当期純利益	△38,445	36,215	311
1株当たり当期純利益(円)	△7,258	6,836	58
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00

※2023年2月期においては決算期に変更があったため、7ヶ月分の数値になっております。

4. 合併の概要(みっとめるへん社)

(1)存続会社	メモリーテックつくば株式会社
(2)消滅会社	株式会社みっとめるへん社 株式会社精美堂 株式会社RedGames
(3)合併方式	メモリーテックつくば株式会社を存続会社とする吸収合併
(4)合併比率	1:0.299

5. 日程

(1) みっとめるへん社

- ①当社において、合併消滅会社であるみっとめるへん社における株主総会に代わる書面決議にて合併を承認する旨を、当社代表取締役が決定した日 2026年1月29日
- ②合併消滅会社であるみっとめるへん社において、書面決議により株主総会があったとみなされた日：2026年1月29日
- ③効力発生日：2026年1月31日

(2) メモリーテックつくば社

①株主総会決議日：2026年1月31日

②効力発生日：2026年1月31日

6. 合併後の状況および今後の所有株式数

本合併に伴い、当社が保有するみっとめるへん社株式に替わり、新たにメモリーテックつくば社の株式を承継いたします。

項目	異動前 (みっとめるへん社)	異動後 (メモリーテックつくば社)
所有株式数	4,342株	1,297株
議決権所有割合	30.0%	7.99% (本合併による交付)
連結対象等	持分法適用関連会社	— (投資有価証券)

Ⅱ. 普通社債の発行（第3回）

当社は、運転資金を確保することを目的に、株式会社KJ Equity Partners(韓国)を引受人とした総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議いたしました。

1. 社債の概要

- (1) 社債名称 CRAVIA株式会社第3回無担保普通社債
- (2) 社債総額 100,000,000円
- (3) 各社債の金額 100,000,000円の1種
- (4) 払込金額 各社債の金額100円につき金100円
- (5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円
- (6) 利率 年10.0%
- (7) 払込期日 2026年2月27日
- (8) 償還期限 2026年6月30日
- (9) 償還方法 償還期日に一括償還
- (10) 利払日 償還期日に支払う
- (11) 担保・保証 無し
- (12) 社債管理人 設置しない
- (13) 引受人 株式会社KJ Equity Partners
- (14) 資金使途 運転資金 100,000,000円

Ⅲ. 第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、①当社が2024年10月31日に発行した第11回新株予約権について、2026年2月26日時点でSAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTDが保有する第11回新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却すること、並びに、②SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD（以下「SJI」及び「株式割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、③EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第14回新株予約権（以下「第14回予約権」といいます。）の発行、④KJ Equity Partners Co.,Ltd.（京畿道金浦市、代表理事：佐藤欣昭。以下「KJEP」といい、EVO FUNDと個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」といいます。また、新株予約権割当予定先及び株式割当予定先を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第15回新株予約権証券（以下「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、⑤第4回無担保普通社債（少人数私募）（以下「本社債」といいます。）の発行、⑥SJIとの本新株式の買取契約（以下「株式買取契約」といいます。）の締結、⑦EVO FUNDとの第14回新株予約権の買取契約（以下「第14回新株予約権買取契

約」といいます。)の締結、⑧KJEPとの第15回新株予約権の買取契約(以下「第15回新株予約権買取契約」といい、株式買取契約及び第14回新株予約権買取契約と併せて、個別に又は総称して「本買取契約」といいます。)の締結、並びに⑨各割当予定先との総数引受契約の締結を決議しました。

なお、本第三者割当は、2026年3月27日開催予定の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行(本新株式及び本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)が承認されることなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就しない場合には、本第三者割当は実施されません。本定時株主総会において上記議案のいずれかが承認されず本第三者割当が実施されない場合には、当社は代替の資金調達につき改めて検討いたします。

1. 第11回新株予約権の取得及び消却

取得及び消却する第11回新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第11回新株予約権
(2) 割当日	2024年11月18日
(3) 発行した新株予約権数	239,000個
(4) 新株予約権の払込金額	総額29,875,000円(新株予約権1個当たり125円)
(5) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 23,900,000株 (第11回新株予約権1個につき普通株式100株)
(6) 行使価額	1株当たり73.8円
(7) 行使済みの新株予約権の数	30,000個
(8) 新株予約権の残存数	209,000個
(9) 取得及び消却する新株予約権の数	取得日時点でSJIが保有する全ての新株予約権 (2026年2月26日時点の保有個数:203,000個)
(10) 新株予約権の取得金額	取得個数に取得される新株予約権の払込金額と同額である125円を乗じた金額 (2026年2月26日時点の見込み金額):総額25,375,000円
(11) 新株予約権の取得日及び消却日	2026年3月30日(予定)
(12) 消却後に残存する新株予約権の数	6,000個 内訳(若杉小夜香氏:1,000個、百瀬宙成氏:5,000個)

2. 第三者割当による新株式、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の発行

募集の概要

<本新株式発行の概要>

(1) 払込期日	2026年3月30日
(2) 発行新株式数	12,000,000株
(3) 発行価額	1株につき、金9円
(4) 資金調達の額	102,415,615円(注)
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての新株式を株式割当予定先に割り当てます。
(6) 割当予定先	SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD
(7) その他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること等を条件としております。

<第14回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026年3月30日
(2) 発行新株予約権数	380,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額3,800円（新株予約権1個当たり0.01円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式38,000,000株
(5) 資金調達の額	336,419,415円(注)
(6) 行使価額	1株当たり9円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 割当予定先	EVO FUND

(9) 権利行使期間	2026年3月31日から2027年3月31日までとします。
(10) その他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。また、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。

<第15回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026年3月30日
(2) 発行新株予約権数	450,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額4,500円（新株予約権1個当たり0.01円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式45,000,000株
(5) 資金調達の額	399,420,115円（注）
(6) 行使価額	1株当たり9円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をKJEPに割り当てます。
(8) 割当予定先	KJEP
(9) 権利行使期間	2026年3月31日から2029年3月30日までとします。

(10) その他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。また、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。
----------	--

(注) 資金調達の額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の3分の1の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、それぞれの本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、それぞれ発行諸費用の概算額の3分の1の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。

IV. 普通社債の発行（第4回）

当社は、運転資金を確保することを目的に、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」といいます。）を引受人とした総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議いたしました。

なお、本社債の発行については、2026年3月27日開催予定の当社定時株主総会において、2026年2月26日付「第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（以下「2026年2月第三者割当増資開示」といいます。）にて公表した資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）が承認されることなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就しない場合には、本社債は発行されません。

1. 社債の概要

- (1) 社債名称 CRAVIA株式会社第4回無担保普通社債
- (2) 社債総額 100,000,000円
- (3) 各社債の金額 金2,500,000円
- (4) 払込金額 各社債の金額100円につき金100円
- (5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円
- (6) 利率 年0.0%
- (7) 払込期日 2026年3月31日
- (8) 償還期限 2027年3月31日
- (9) 償還方法 満期一括償還であり、以下のとおり繰上償還条項が規定されています。

- ①社債権者は、本社債の払込日から6か月が経過した日以降いつでも、繰上償還を希望する日(以下「繰上償還日」といいます。)の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。
- ②2026年3月31日(当日を含みます)以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額(以下に定義します。)以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は9円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。
- ③当社が、社債権者以外の者に対し、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、かかる請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。
- ④当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ「2026年2月第三者割当増資開示」にて公表した第14回新株予約権及び第15回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限り、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両社が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。
- ⑤当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。
- ⑥当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。)とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還するものとします。
- ⑦当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全

てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主(会社法第179条第1項に定義されます。)による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日の10営業日以上前に事前書面を行ったうえで、繰上償還日にその保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求することができます。

⑧本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から(i)当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額及び(ii)本社債の発行要項第2項に基づき金100,000,000円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額(2,500,000円)の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日(当日を含みます。)又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。

(10) 総額引受人 EVO FUND

(11) 資金使途 本社債の発行により調達する資金の額は、100百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

・2026年4月以降の運転資金の補填

運転資金4か月分として100百万円(内訳:人件費56百万円(原価人件費26百万円販管人件費30百万円)、外注費用19百万円、賃借料3百万円、及びその他一般経費22百万円)を見込んでおります。

企業結合に関する注記

1 取得による企業結合

当社は、2025年1月20日開催の取締役会において、有限会社辻元の全株式を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年1月30日付で株式の取得を完了しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称

被取得企業の名称：有限会社辻元

事業の内容：酒類の販売業

② 企業結合を行った主な理由

有限会社辻元は、酒類販売業を営む企業であります。酒販免許のなかでも、2つ以上の都道府県内において全ての酒類の取扱が可能な「旧酒販免許」を所有していることから、同社を当社グループの一員とすることで、日本全国に向けて酒類の販売ができるようになり、ECで購入しやすい商品として消費者の間で人気の高い酒類の取扱いを行うことで、当社グループのEC展開における更なる収益力の強化につながるが見込めることから、株式を取得することといたしました。

③ 企業結合日

2025年1月31日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

有限会社辻元

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年3月1日から2025年12月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 0千円

取得原価 0千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 5,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

8,979千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 1,135千円

固定資産 50千円

資産合計 1,185千円

流動負債 165千円

固定負債 10,000千円

負債合計 10,165千円

2 取得による企業結合

当社は、2025年3月10日開催の取締役会において、株式会社cadreの発行済株式のうち51%を取得し、同社を子会社化することを決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年4月1日付で株式の取得を完了しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称

被取得企業の名称：株式会社cadre

事業の内容：日用家庭用品及び日用品雑貨衣料品、衣料雑貨品、文房具の企画、製造、販売及び輸出入等

② 企業結合を行った主な理由

株式会社cadreは、2022年7月に設立された革新的な総合家電・美容商品メーカーです。シンプルかつ先進的なテクノロジー、D2C (Direct to Consumer) ビジネスモデルによるデータ活用、そして生活空間に溶け込む美しいデザイン性を融合させることで、「生活の質を向上させる家電」という本質的価値を再定義し、家電業界のニュースタンダードを創出するライフスタイルブランドとして急成長しています。

当社はcadreの革新的な家電製品の製造販売による安定的な収益確保が可能となることを見込めることから、株式を取得することといたしました。

③ 企業結合日

2025年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社cadre

⑥ 取得した議決権比率

51%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年4月1日から2025年11月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	10,200千円
取得原価		10,200千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 8,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

6,527千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 36,040千円
固定資産 6,591千円
資産合計 42,632千円
流動負債 17,822千円
固定負債 17,608千円
負債合計 35,430千円

3 合併会社の設立

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、眞藤健一氏との共同出資により、連結子会社となる合併会社を設立し、海外とのクロスボーダーM&Aアドバイザリー事業を開始することを決議いたしました。2025年8月1日付で合併契約を締結し、2025年9月1日付で合併会社を設立しています。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社グローバルM&Aパートナーズ

事業の内容：海外企業と日本企業を対象としたクロスボーダーM&Aアドバイザリー事業

② 企業結合を行った主な理由

当社が取り組む事業活動に関連して、海外企業や海外の法律事務所等との連携機会が増加しており、複数の海外企業より日本企業へのクロスボーダーM&Aについての関心及び要望を受けており、こうした国際的なニーズに対して迅速に対応すべく、M&A 案件に関する情報ネットワークを有する企業との連携を図ることで、海外企業による日本企業への投資ニーズに対応したクロスボーダーのM&Aアドバイザリー事業としてビジネス機会の創出が見込めることから、国内外のM&A業務に関してはすでに20年以上に渡る実績を持つ眞藤健一氏と合併会社を設立することといたしました。

③ 企業結合日

2025年9月1日

④ 企業結合の法的形式

当社と眞藤健一氏の持分比率を66対34とする合併会社の設立

⑤ 結合後企業の名称

株式会社グローバルM&Aパートナーズ

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日公表分)及び「企業結合会計基準

及

び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日公表分)に基づき、共同支配企業の形成として処理しています。

4 事業の譲受

当社は、2025年9月30日開催の取締役会において、当社連結子会社であるBTCリンク株式会社が、株式会社玉光堂よりリユース事業の一部を譲受け、新たな事業として開始することを決議いたしました。2025年10月1日付で契約を締結し、同日付で事業を譲受けています。

(1) 事業譲受の概要

① 事業譲受の目的

収益源の多様化を図るべく、新規事業領域への進出を積極的に推進する中で、貴金属や高級ブランド商材などの買取および販売を行う「リユース事業」は、安定した需要が見込まれる分野であり、当社の持つマーケティング関連のノウハウを活用した事業展開が期待できることから、当社の筆頭株主である株式会社玉光堂のリユース事業の一部であるリユース(買取)および携帯電話修理を行う併設型店舗「買取専門店玉光堂」3店舗を譲受けることとなりました。

② 相手先企業の名称及びその事業内容

相手先企業の名称 株式会社玉光堂

事業の内容 音楽・映像等の記録済み媒体、書籍、衣料品等の小売業

③ 事業譲受日

2025年10月1日

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれている譲受事業の業績の期間

2025年10月1日から2025年12月31日まで

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	57,379千円
-------	--------	----------

取得原価		57,379千円
------	--	----------

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(5) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

50,000千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 2,339千円

固定資産 5,040千円

資産合計 7,379千円

流動負債 —

固定負債 —

負債合計 —

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	338,022	流動負債	74,915
現金及び預金	32,444	買掛金	5,341
売掛金	57,702	1年内返済予定の長期借入金	27,444
未収入金	14,649	未払金	20,188
商品及び製品	2,466	未払費用	3,538
立替金	46,991	未払法人税等	6,444
関係会社短期貸付金	290,937	前受金	9,017
前払費用	41,306	預り金	2,941
前渡金	40,320		
そ の 引 当 金	7,945	固定負債	89,212
固定資産	△196,742	長期借入金	82,911
投資その他の資産	257,568	関係会社事業損失引当金	6,301
投資有価証券	19,600		
関係会社株式	133,354	負債合計	164,127
敷金及び保証金	2,337	(純資産の部)	
長期未収資産	370,526	株主資本	404,642
暗号資産	64,728	資本金	443,928
その 他	726	資本剰余金	565,290
貸倒引当金	△333,705	資本準備金	433,928
		その他資本剰余金	131,362
		利益剰余金	△604,576
		その他利益剰余金	△604,576
		繰越利益剰余金	△604,576
		新株予約権	26,821
資産合計	595,591	純資産合計	431,463
		負債・純資産合計	595,591

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	205,718
売上原価	184,975
売上総利益	20,743
販売費及び一般管理費	280,542
営業損失	259,798
営業外収益	
受取利息	3,410
受取配当金	0
業務委託収入	900
その他	553
営業外費用	
支払利息	2,271
株式交付費用	11,622
資産の評価損	15,271
その他	9
経常損失	29,174
特別利益	
和解金	58,110
株予約権戻入	5,736
貸倒引当金戻入	23,570
特別損失	
減損損失	497
投資有価証券評価損	37,228
訴訟関連費用	20,420
関係会社事業損失引当金繰入	5,069
税引前当期純損失	63,214
法人税、住民税及び事業税	1,322
当期純損失	259,905
当期純損失	261,228

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	268,366	258,366	131,362	389,728	△343,348	△343,348	314,746
当期変動額							
新株の発行	175,562	175,562		175,562			351,124
当期純損失 (△)					△261,228	△261,228	△261,228
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	175,562	175,562	—	175,562	△261,228	△261,228	89,896
当期末残高	443,928	433,928	131,362	565,290	△604,576	△604,576	404,642

	新株予約権	純資産 合計
当期首残高	36,339	351,086
当期変動額		
新株の発行		351,124
当期純損失 (△)		△261,228
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△9,518	△9,518
当期変動額合計	△9,518	80,377
当期末残高	26,821	431,463

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

当社は、過去継続した重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、また当事業年度においても重要な営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しております。

当社では、当該事象または状況を解消するために、①収益力の向上、②資本政策による財務基盤の安定化といった対応策に取り組んでおります。詳細は連結注記表における継続企業の前提に関する注記をご参照ください。

しかしながら、これらの対応策は、今後の経済情勢等により収益が計画通り改善しない可能性があることや、資本政策はご支援いただく利害関係者の皆様のご意向に左右されるものであり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②暗号資産

活発な市場があるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）

2. 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②関係会社事業損失引当金…………… 関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサ

ービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

5. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)、及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

表示方法の変更

該当事項はありません。

重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社貸付金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 (単位：千円)

	当事業年度
関係会社短期貸付金	290,937
貸倒引当金 (関係会社)	196,467
関係会社事業損失引当金	6,301
関係会社事業損失引当金繰入額	5,069

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社短期貸付金の評価につきましては、関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の債務超過金額を総合的に勘案したうえで、回収不能見込額を貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金として計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社短期貸付金につきましては、子会社の債務超過額相当額について貸倒引当金を計上しております。
また、債務超過額が関係会社短期貸付金を超過する額につきましては関係会社事業損失引当金を計上しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度の関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の追加引当が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

貸付金	290,937千円
未収入金	3,158千円
立替金	44,776千円

2. 不正行為に関連して発生したものが、次のとおり含まれております。

	当事業年度 (2025年12月31日)
未収入金	4,490千円
長期未収入金	370,515千円
貸倒引当金	333,694千円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	4,209千円
----------------	---------

有形固定資産の減損損失累計額については、貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

4. 偶発債務に関する注記

連結注記表の（連結貸借対照表に関する注記）③に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引以外の取引高	4,102千円
------------	---------

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
役員報酬	47,627	千円
給料手当	38,232	//
支払手数料	38,316	//
支払報酬	36,512	//
貸倒引当金繰入額	48,734	//
おおよその割合		
販売費		2.9 %
一般管理費		97.1 //

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

有価証券に関する注記

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式であることから、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式である子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。
(単位：千円)

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
子会社株式	19,510	8,782
関連会社株式	—	124,572
計	19,510	133,354

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、繰越欠損金、貸倒引当金、減価償却超過額、関係会社株式評価損等です。
繰延税金資産に関しては回収が見込めないものとし、その全額に対して評価性引当額を計上しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(法人)	(株)玉光堂	被所有 15.13%	商品等の仕入	関係会社株式の取得(注)1	101,931	関係会社株式	122,122
主要株主(法人)の親会社の兄弟会社	(株)音の岩泉	—	商品等の販売	商品の売上	11,138	売掛金	12,110

(注)1. 関係会社株式の取得に係る取引金額については、企業価値を勘案し、両社協議の上、合理的に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)コンフィ (注)2	所有 直接 100.0 %	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	6,000	関係会社短期 貸付金	—
				利息の受取	141	未収入金	—
子会社	BTCリンク(株) (注)3	所有 直接 100.0%	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)	76,117	関係会社短期 貸付金 (注)6	231,117
				利息の受取	2,148	未収入金	676
子会社	(株)AGILE ENJIN ENTERTAINMENT	所有 直接 51.0%	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	8,000	関係会社短期 貸付金 (注)7	14,000
				利息の受取	252	未収入金	178
				経費の立替 (注)5	—	立替金 (注)7	23,100
子会社	(株)ミライル	所有 直接 51.0%	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	13,020	関係会社短期 貸付金 (注)8	13,020
				利息の受取	45	未収入金	35
				経費の立替 (注)5	22,848	立替金	7,879
経費の精算	14,970						

子会社	(株)BEBOP	所有 直接 90.0%	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	13,000	関係会社短期 貸付金 (注)9	13,000
				利息の受取	72	未収入金	35
				経費の立替 (注)5	21,217	立替金	12,811
経費の精算	8,412						
子会社	(株)インプレスト ラベル	所有 直接 80.0%	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	9,800	関係会社短期 貸付金 (注)10	9,800
				利息の受取	67	未収入金	13
子会社	(株)辻元	所有 直接 100.0%	経営指導 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1	10,000	関係会社短期 貸付金 (注)11	10,000
				利息の受取	171	未収入金	117
関連会社	(株)V-TOKER	所有 直接 49.0%	経営指導 役員の兼任	業務委託料の 受取	900	未収入金	220

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付による利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

2. (株)コンフィは、2025年7月23日をもってand health(株)(現BTCリンク(株))と吸収合併し、消滅したことにより関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。また、議決権等の所有(被所有)割合及び関連当事者との関係は、関連当事者に該当しなくなった時点の直前のものを記載しております。

3. BTCリンク(株)は、(株)コンフィ及びpapaya japan(株)と2025年7月23日付でBTCリンク(株)を存続会社として吸収合併しております。また、同日付でBTCリンク(株)に商号変更しております。

4. 関係会社短期貸付金の期末残高には、吸収合併により消滅した(株)コンフィ及びpapaya japan(株)に

に対する貸付金残高を含んでおります。

5. 上記関連当事者の負担に帰属する経費を一時的に立替えているものです。

6. 関係会社短期貸付金に対し、貸倒引当金137,715千円を計上しております。また、当事業年度において18,092千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

7. 関係会社短期貸付金、立替金に対し、貸倒引当金35,876千円を計上しております。また、当事業年度において7,766千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 関係会社短期貸付金に対し、貸倒引当金1,004千円を計上しております。また、当事業年度において1,004千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 関係会社短期貸付金に対し、貸倒引当金9,963千円を計上しております。また、当事業年度において9,963千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

10. 関係会社短期貸付金に対し、貸倒引当金1,907千円を計上しております。また、当事業年度において1,907千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
11. 関係会社短期貸付金に対し、貸倒引当金10,000千円を計上しております。また、当事業年度において10,000千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

3. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	藤原 宏樹	—	当社代表取締役	当社借入に対する債務被保証 (注)1	87,075	—	—

(注)1. 当社は、銀行借入に対して代表取締役藤原宏樹より債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている銀行借入の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	12円01銭
1 株当たり当期純損失	△8円24銭

企業結合に関する注記

取得による企業結合

連結注記表の（企業結合に関する注記）に記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表の（重要な後発事象に関する注記）に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

CRAVIA株式会社
取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌
業務執行社員

指定社員 公認会計士 上 野 宜 春
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、CRAVIA株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CRAVIA株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。このため現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記Ⅰ.持分法適用関連会社の異動（合併による消滅）、に記載のとおり、持分法適用会社である株式会社みっとめるへん社（以下「みっとめるへん社」と言います。）は、2026年1月31日付でメモリーテックつくば株式会社（以下、「メモリーテックつくば社」と言います。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」と言います。）を実施し、本合併に伴い、みっとめるへん社は消滅し、会社は本合併後の存続会社であるメモリーテックつくば社に対して重要な影響力を有しなくなったため、持分法適用関連会社から除外されることとなった旨の記載がある。
2. 重要な後発事象に関する注記Ⅱ.普通社債の発行（第3回）、に記載のとおり、会社は運転資金を確保することを目的に、株式会社KJ Equity Partners(韓国)を引受人とした総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議した旨の記載がある。

3. 重要な後発事象に関する注記Ⅲ. 第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、に記載の通り、会社は、2026年2月26日開催の取締役会において、新株予約権の取得と消却、並びに、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権、及び新株予約権証券の発行、社債の発行、各割当予定先との総数引受契約の締結を決議した旨の記載がある。
4. 重要な後発事象に関する注記Ⅳ. 普通社債の発行（第4回）、に記載のとおり、会社は総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

CRAVIA株式会社
取締役会 御中

KDA監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐佐木 敬 昌
業務執行社員

指定社員 公認会計士 上 野 宜 春
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、CRAVIA株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。このため継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記Ⅰ．持分法適用関連会社の異動（合併による消滅）、に記載のとおり、持分法適用会社である株式会社みっとめるへん社（以下「みっとめるへん社」と言います。）は、2026年1月31日付でメモリーテックつくば株式会社（以下、「メモリーテックつくば社」と言います。）を存続会社とする吸収合併（以下「本合併」と言います。）を実施し、本合併に伴い、みっとめるへん社は消滅し、会社は本合併後の存続会社であるメモリーテックつくば社に対して重要な影響力を有しなくなったため、持分法適用関連会社から除外されることとなった旨の記載がある。
2. 重要な後発事象に関する注記Ⅱ 普通社債の発行（第3回）、に記載のとおり、会社は運転資金を確保することを目的に、株式会社KJ Equity Partners(韓国)を引受人とした総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議した旨の記載がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

3. 重要な後発事象に関する注記Ⅲ．第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、に記載の通り、会社は、2026年2月26日開催の取締役会において、新株予約権の取得と消却、並びに、第三者割当による新株式の発行、第三者割当による新株予約権、及び新株予約権証券の発行、社債の発行、各割当予定先との総数引受契約の締結を決議した旨の記載がある。

4. 重要な後発事象に関する注記Ⅳ（普通社債の発行（第4回）、に記載のとおり、会社は総額100百万円の新たな社債を発行することを、2026年2月26日開催の取締役会にて決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 当社並びに現在清算済みの当社台湾子会社において元取締役による資金流用並びに不適切な会計処理が判明し、2021年と2022年の二度にわたって第三者委員会による調査が行われた結果、内部管理体制等に改善の必要性が高いと認められ、当社株式は、2022年6月15日付けで、株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄の指定を受けることとなりました。これらの事実を厳粛に受け止め、コーポレートガバナンス体制を強化することを目的に再発防止に取り組んだ結果、内部管理体制等が改善されており、相応に内部管理体制が構築、運用されていることが認められ、当社の内部管理体制等に問題があると認められないため、当社株式について2023年8月30日付けで特設注意市場銘柄の指定が解除されました。監査等委員会は当該内部管理体制の運用状況について監視及び検証をしております。なお、本事業年度における取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する特に重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている主要株主等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- ⑤ 当社グループは、当連結会計年度まで継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、また資金繰り懸念も生じております。これらにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在しており、その解消が喫緊の課題であります。当社は、その課題解消に向け、各施策を通じて業績の回復を図ろうとしており、今後の監査におきましては、引き続き会社によるこれらの取り組みについて監視を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人KDA監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月4日

CRAVIA株式会社

監査等委員会

監査等委員 北 條 陽 平 ㊞

監査等委員 瀬 川 千 鶴 ㊞

監査等委員 佐 久 間 玄 任 ㊞

(注) 監査等委員北條陽平、瀬川千鶴及び佐久間玄任は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

(1) 提案の理由

当社の定款第6条に定める発行可能株式総数は117,782,880株であり、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数は33,685,080株となっております。第2号議案にて付議する「第三者割当による新株式発行並びに第14回及び第15回新株予約権発行の件」が原案どおり承認可決された場合に新株式及び新株予約権の発行による増資を可能にするため、並びに将来の事業展開に備えた機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を117,782,880株から134,740,320株に増加させるものであります。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行通り）
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億1千778万2880株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億3千474万320株</u> とする。
第7条～第40条（条文省略）	第7条～第40条（現行通り）

第2号議案 第三者割当による新株式発行並びに第14回及び第15回新株予約権発行の件

1. 提案の理由

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、下記2の要領にて、SAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD (以下「SJJI」又は「株式割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行、EVO FUND (以下「EVO FUND」といいます。)を割当予定先とする第三者割当による第14回新株予約権(以下「第14回新株予約権」といいます。)の発行、並びに、KJ Equity Partners Co.,Ltd. (以下「KJEP」といい、EVO FUNDと併せて、個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」といいます。また、新株予約権割当予定先及び株式割当予定先を個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第15回新株予約権証券(以下「第15回新株予約権」といい、第14回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行を決議いたしました(以下、本新株式及び本新株予約権に係る募集を総称して「本第三者割当」といい、本新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。)、本新株式の発行価額を1株当たり9円、本新株予約権の発行価額を1個当たり0.01円とすることを予定しているため、かかる発行価額にて本新株式及び本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断いたしました。

また、本新株式の発行による新規発行株式数12,000,000株(議決権数120,000個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数83,000,000株(議決権数830,000個)を合算した総数は95,000,000株(議決権数950,000個)であり、2025年12月31日現在の当社発行済普通株式総数である33,685,080株(議決権数336,779個)に対して282.02%(議決権総数に対し282.08%)(小数第3位を四捨五入)にあたります。

以上のことから、本定時株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認(特別決議)をお願いするものであります。

2. 募集の概要

<本新株式発行の概要>

(1) 払込期日	2026年3月30日
(2) 発行新株式数	12,000,000株
(3) 発行価額	1株当たり金9円
(4) 資金調達の額	102,415,615円(注)
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての新株式をSJIに割り当てます。
(6) 割当予定先	SJI
(7) その他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更(発行可能株式総数の増加)に関する議案が承認されること、②金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること等を条件としております。

<第14回新株予約権発行の概要>

(1)	割当日	2026年3月30日
(2)	発行新株予約権数	380,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3)	発行価額	総額3,800円（新株予約権1個当たり0.01円）
(4)	当該発行による 潜在株式数	普通株式38,000,000株
(5)	資金調達額	336,419,415円（注）
(6)	行使価額	1株当たり9円
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8)	割当予定先	EVO FUND
(9)	権利行使期間	2026年3月31日から2027年3月31日までとします。
(10)	その他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。また、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。

<第15回新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	2026年3月30日
(2) 発行新株予約権数	450,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額4,500円（新株予約権1個当たり0.01円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式45,000,000株
(5) 資金調達の額	399,420,115円（注）
(6) 行使価額	1株当たり9円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権をKJEPに割り当てます。
(8) 割当予定先	KJEP
(9) 権利行使期間	2026年3月31日から2029年3月30日までとします。
(10) その他	上記の各号については、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。また、①本定時株主総会において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による有価証券届出書による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。

(注) 資金調達の額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の3分の1の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、それぞれの本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、それぞれ発行諸費用の概算額の3分の1の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。

3. 募集の目的及び理由

当社グループは「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、企業やブランドのファンの育成・活性化を支援するアンバサダー事業を主軸事業としておりますが、業績回復に努めており、喫緊の課題として、安定的な収益基盤の構築を目指しております。従来、当社グループが行う事業報告セグメントは企業向けサービス提供を前提とした「アンバサダー事業」のみとなっておりますが、一つの事業モデルに依存している状況から、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考え、2024年6月から新たな事業としてECによる小売業を開始いたしました。本事業では、まずは商品原価及びECモール支払手数料・商品画像データ使用料・仕入先出荷手数料・広告宣伝費等の販売管理費を費用として計上し、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向けECにおける一般的な形態であるECモール店舗から事業を開始した結果、ECによる小売業の売上が好調に推移しております。連結経営成績は2023年12月期は売上高289百万円、経常損失439百万円、2024年12月期は売上高455百万円、経常損失320百万円、2025年12月期は売上高546百万円、経常損失301百万円と赤字ではあるものの、売上高の増加、赤字幅の縮小に努めている状況でございます。

また、債務超過の解消等を目的とした第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第13回新株予約権の一部又は全部の行使による資金調達の結果、当社グループの2024年度会計年度末において債務超過は解消されております。

一方で、2024年度会計年度末においても当社グループは重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、有価証券報告書の事業等のリスクに記載のとおり、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している状況にあります。特に、当社の営業キャッシュフローの回復につきましては、従前の想定よりも遅れが生じており、2025年12月期の期末実績において、1年間で営業損失が282百万円、月平均では23.5百万円の損失となっているなど、いまだ営業損失が継続しております。また、2025年12月期の決算上、継続企業的前提に関する注記を記載しております。かかる状況の中、当社の2025年12月期末の預金残高は32百万円まで減少しており、早期の運転資金の調達が必要であり、また、財務基盤を安定させることが急務です。

安定した財政基盤の確保の観点からは、当社は、アンバサダープログラムのテクノロジー・ノウハウを活かした事業多角化の推進を進めております。2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）の締結に関するお知らせ」のとおり、以下の①～⑩のとおり、M&A及び新規事業をすすめております。

① インプレストラベル

- ・ 子会社化(2024年11月22日付「株式会社インプレストラベルの株式取得(子会社化)及び新たな事業の開始に関するお知らせ」にて適時開示)

- ・ 旅行業登録(2025年3月6日付「(開示事項の経過) 当社連結子会社株式会社インプレストラベルの第3種旅行業登録に関するお知らせ」にて適時開示)
 - ・ 旅行比較サイトに海外航空券掲載開始(2025年11月17日付「インプレストラベル、旅行比較サイト「トラベルコ」に海外航空券掲載開始」にてPR情報公表)
- ② みっとめるへん社
- ・ 発行済株式総数の5%を取得(2024年12月13日付「株式会社みっとめるへん社との資本業務提携に関するお知らせ」にて適時開示)
 - ・ 発行済株式総数の25%を追加取得し持分法適用関連会社化(2025年3月17日付「株式会社みっとめるへん社の株式取得(持分法適用関連会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
 - ・ サン宝石事業部TikTok Shop出店運用支援(2025年7月11日付「アジャイルメディア・ネットワークが出店・運営を支援する、株式会社みっとめるへん社サン宝石事業部TikTok Shop、本日より正式販売を開始」にてPR情報公表)
 - ・ サン宝石事業部オリジナル商品卸売開始(2026年1月13日付「サン宝石の人気キャラクター「ほっぺちゃん」アニメ化・SNS影響力拡大を背景としたオリジナル商品の卸売開始に関するお知らせ」にてPR情報公表)
 - ・ サン宝石IP(知的財産)に関するライセンス窓口業務一元化・業務統括体制構築(2026年1月15日付「サン宝石IP(知的財産)に関するライセンス窓口業務一元化 及び業務統括体制構築に関するお知らせ」にてPR情報公表)
 - ・ みっとめるへん社、他3社との合併に伴い存続会社「メモリーテックつくば株式会社」の株式7.99%を承継し、みっとめるへん社は消滅(2026年2月2日付「持分法適用関連会社の異動(合併による消滅)に関するお知らせ」及び2026年2月3日付「(訂正)「持分法適用関連会社の異動(合併による消滅)に関するお知らせ」の一部訂正について」にて適時開示)

そのほか、みっとめるへん社とは、サン宝石事業部が展開する人気キャラクターIP、「ほっぺちゃん」を中心に、IP価値の再定義及び新たな収益機会の創出に向けた取り組みを進めてまいりました。従来の商品卸売・実店舗販売に加えた新たな展開方法を検討、IPを活用した場合のターゲット層・価格帯・商品構成の整理、中長期的な展開を見据えた事業スキーム及び役割分担の整理、TikTok Shopを活用した販売・プロモーション支援を実施しており、あくまで検証・試行を目的とした取り組みになっております。前回増資以降、短期的な売上創出を目的とした投資ではなく、IP及び新たな販売チャネルの有効性を検証するための取り組みを進めてきました。現時点では準備・検証段階であり、収益化については慎重に判断しております。

③ 東京書店

- ・ 発行済株式総数の5%を取得(2024年12月13日付「東京書店株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 発行済株式総数の25%を追加取得し持分法適用関連会社化(2025年3月11日付「東京書店株式会社の株式取得(持分法適用関連会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ TikTok Shop出店・運営支援(2025年6月12日付「アジャイルメディア・ネットワーク、ByteDance社の新サービス「TikTok Shop」における東京書店株式会社の出店・運営を全面支援」にてPR情報公表)

そのほか、東京書店とは、東京書店が有する出版・キャラクターIP及び流通ネットワークと、当社のファンマーケティング・商品企画・デジタル活用ノウハウを組み合わせた協業可能性について、継続的な協議をしております。単発の企画検討に留まらず、継続的な事業化を前提とした関係性を構築出来ればと考えており、具体的には東京書店グループが保有するIP・キャラクターを活用した商品化・販促・デジタル施策に関する企画検討、出版・小売チャンネルを前提とした実店舗及びEC双方での展開スキームの整理、ファン層・購買層の特性分析を踏まえたマーケティング及びプロモーション手法の検討、現時点では収益計上には至っていないものの、IP活用を前提とした具体的な商品・施策の検討段階に入りつつあり、今後収益に向けた土台作りを構築中です。

④ BEBOP

- ・ 合併会社設立(2024年11月25日付「株式会社Orb Promotionとの業務提携（合併会社設立）及び新たな事業の開始に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 所属タレント第一号(岩永徹也)と契約(2024年12月25日付「(開示事項の経過) 株式会社BEBOP所属第一号タレントとのマネージメント契約締結に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 所属タレント岩永徹也 中国イベント出演(2025年2月12日付「BEBOP所属タレント岩永徹也 中国・大連でのイベント出演のお知らせ」にてPR情報公表)
- ・ 所属タレント岩永徹也トークショー開催(2025年2月18日付「BEBOP所属タレント岩永徹也イベント『岩永徹也プレミアムトークショー vol.1』開催のお知らせ」にてPR情報公表)
- ・ 俳優・田淵累生のプロモーション及びマネージメント開始(2025年4月11日付「アジャイルメディア・ネットワーク子会社、BEBOPがOrb Promotion所属の俳優・田淵累生のプロモーション及びマネージメントを開始」にてPR情報公表)
- ・ 所属タレント岩永徹也舞台出演(2025年6月10日付「BEBOP所属タレント岩永徹也 舞台『ガリレオの目-それでも地球は-』出演決定!」にてPR情報公表)
- ・ 柏木由紀ディナーショー主催(2025年10月21日付「柏木由紀ディナーショー『寝ても覚めてもゆきりん

ワールド～ディナーショーでも夢中にさせちゃうぞっ Vol.2』開催決定のお知らせ」にてPR情報公表)

⑤ 辻元

- ・ 株式取得による子会社化(2025年1月20日付「有限会社辻元の株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)

⑥ cadre

- ・ 株式取得による子会社化(2025年3月10日付「株式会社cadreの株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)

⑦ sayuri-style

- ・ 株式取得による子会社化(2025年5月26日付「株式会社sayuri - styleの株式取得(子会社化)に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ TikTok Shopを開設(2025年6月9日付「連結子会社のsayuri - style社、ByteDance社の新サービス「TikTok Shop」を開設」にてPR情報公表)
- ・ COO社のファッション雑貨の販売を開始(2025年7月2日付「連結子会社のsayuri - style社、COO社のファッション雑貨の販売を開始」にてPR情報公表)
- ・ 株式譲渡による連結除外(2025年12月19日付「連結子会社の異動(株式譲渡)に関するお知らせ」にて適時開示)

⑧ リユース事業

- ・ 事業譲受による子会社化(2025年9月30日付「連結子会社による事業の一部譲受及び新たな事業(リユース事業)の開始に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 不動産会社紹介サービスを開始(2025年12月25日付「BTCリンク、リユース事業において不動産会社紹介サービスを開始」にてPR情報公表)

⑨ ミライル

- ・ 医療機器製造業許可(2025年2月27日付「(開示事項の経過) 当社連結子会社株式会社ミライルの医療機器製造業許可に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ 柏木由紀プロデュース カラーコンタクトレンズ発売開始(2025年9月12日付「柏木由紀プロデュース カラーコンタクトレンズ「Winkuu (ウインクウー)」 発売開始のお知らせ」にてPR情報公表)

⑩ 暗号資産投資事業

- ・ 暗号資産投資事業開始(2025年6月30日付「新たな事業(暗号資産投資事業)の開始及び暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入を決議(2025年7月15日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年7月16日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年7月22日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年7月28日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年8月4日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年8月12日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年8月18日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン購入(2025年8月25日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)の購入に関するお知らせ」にて適時開示)
- ・ ビットコイン全量売却(2026年2月3日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」及び2026年2月20日付「(訂正)「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」の一部訂正について」にて適時開示)

2025年12月末決算で15百万円の暗号資産評価損を計上し、また2026年12月期第1四半期決算で9百万円の暗号資産売却損を計上する予定です。

ECによる小売業は、上記のとおり売上が好調に推移しております。また、2025年9月30日付「連結子会社による事業の一部譲受及び新たな事業(リユース事業)の開始に関するお知らせ」で公表したリユース事業も事業開始から順調に利益を計上していることから、これらの小売業の分野への投資による、収益構造の改善が見込まれると考えております。他方、これらの小売業は利益率に優れるものではないため、当社グループの黒字化の達成には一定の時間がかかることが見込まれます。当社は、業務の効率化を進め、またアンバサダーマーケティング事業を始めとした他の事業においても売り上げを増進させ、黒字化を目指しておりますが、現時点で、短期的な収益構造の改善は見込めておりません。

そのため、現在のキャッシュフロー及び預金との関係で早期に、かつ、黒字化に向けた収益構造の改善のための一定以上の期間にわたる運転資金を高い蓋然性で調達する必要があるところ、当社は、その方法として、金融機関からの借り入れや社債の発行、株式や新株予約権の発行等、複数の方法を検討してまいりました。

このうち、金融機関からの借り入れにつきましては、当社は2021年6月に公表しましたとおり、元役員による不適切な資金流用及び会計処理が発覚し、特設注意市場銘柄に指定されたことの影響があり、2023年8月30日付で特設注意市場銘柄の指定は解除されたものの、依然として金融機関からの十分な借り入れが行えない状況にあります。

社債の発行については、当社において十分な担保価値を有する資産はなく、社債の現実的な引受先は見つかりませんでした。なお、本資金調達に先立ち、2026年2月に運転資金として、第3回無担保普通社債を発行し、また、2026年3月31日に第4回無担保普通社債を発行する予定ですが、これらの社債はいずれも本資金調達の割当予定先に対して発行するものであり、本資金調達が行われることを前提とした、繋ぎ融資としての性格を有するものであり、社債のみによる資金調達は現実的ではありません。

また、第11回新株予約権と同様の有利発行ではない固定型新株予約権や、第13回新株予約権と同様の、行使価額修正型の新株予約権については、行使が進まないことと資金調達ができないことや満額の調達ができない可能性があるという点から、早期の資金調達が必要な今回の資金調達においては不適であると判断いたしました。また、コミットメント型の新株予約権については引受先が見つかりませんでした。

上記のとおり、早期かつ一定規模の資金調達及び財務基盤の安定化という目的を十分に達成するための方法は非常に限られております。当社は資金調達について割当予定先との協議も含めさらに検討を行った結果、本資金調達がかかる目的のため最も適しており、またその他の方法での資金調達は極めて困難であると考えております。

当社における資金繰りの状況は非常に厳しいものであり、その解決及び財政基盤の安定は喫緊の課題となっております。上記のとおり、その解決方法として本資金調達が最も有効な手段であり、蓋然性の高い運転資金の確保という観点からも当社にとって必要不可欠と考えております。しかしながら、本資金調達は大規模な希薄化を伴い、かつ、割当予定先のみ特に有利な価額での株式の発行又は新株予約権の行使を可能とするものであるため、かかる状況において、本資金調達実施の是非を既存株主に判断いただくべく、本定時株主総会にて、特別決議の議題として審議いただくことといたしました。

2026年2月3日付「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」及び2026年2月20日付「(訂正)「(開示事項の経過)暗号資産(ビットコイン)売却及び暗号資産売却損の計上に関するお知らせ」の一部訂正について」に記載のとおり、ビットコインの売却により確保した54百万円は、当初「M&A及び新規事業投資に充当する予定」としておりましたが、当社は2028年12月期まで赤字継続の計画となっており、少しでも長く運転資金を確保する必要があることから、ビットコイン売却で得た54百万円について運転資金に充当する方針に変更しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社グループは「世界中の“好き”を加速する」をビジョンに掲げ、企業やブランドのファンの育成・活性化を支援するアンバサダー事業を主軸事業としておりますが、業績回復に努めており、喫緊の課題として、安定的な収益基盤の構築を目指しております。従来、当社グループが行う事業報告セグメントは企業向けサービス提供を前提とした「アンバサダー事業」のみとなっており、一つの事業モデルに依存している状況にあるため、複数のビジネスモデルを持ち、より頑強な組織へと成長していくことが今後の発展において重要であると考えておりました。新しい事業の一つとして、2024年6月から新たな事業としてECによる小売業を開始しており、事業展開として本事業では、まずは商品原価及びECモール支払手数料・商品画像データ使用料・仕入先出荷手数料・広告宣伝費等の販売管理費を費用として計上し、小売販売による売上により収益を確保するコンシューマー向けECにおける一般的な形態であるECモール店舗から事業を開始した結果、ECによる小売業の売上が好調に推移しております。連結経営成績は2023年12月期は売上高289百万円、経常損失439百万円、2024年12月期は売上高455百万円、経常損失320百万円、2025年12月期は売上高546百万円、経常損失301百万円と赤字ではあるものの、売上高の増加、赤字幅の縮小に努めておりますが、資金繰りが厳しい状況でございます。

上記のとおり、当社における資金繰りの状況は喫緊の課題となっており、財政基盤を安定させることが急務となっており、蓋然性の高い運転資金の確保が必要なため本資金調達が必要と考えております。

そのような中、EJSから、蓋然性の高い資金調達的手段として、EVO FUNDに対して第14回新株予約権を発行する本スキームの提案を2025年12月頃に受け、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDと複数回協議した上で当社にて検討した結果、第14回新株予約権の発行により、資金需要に応じた資金の調達を早期に実現し、EVO FUNDは当社の事業の発展のために資金を投じることができる可能性が高いと判断したため、同12月、かかる提案を受け入れることとしました。しかしながら、EVO FUNDの本新株予約権の保有方針は純投資目的であり、株価の動向次第では、短期間のうちに本新株予約権を大量に行使され、行使による取得株式を大量に市場で売却されれば、市場での流動性や株価への影響も懸念されるため、一部の新株予約権と普通株式を中長期保有が期待できるSJIとKJEPへ割り当てる調達案の交渉を行い、SJIとKJEPにそれぞれ普通株式及び一部の新株予約権を割り当てることとしました。そのため、本新株式の発行を組み合わせることにより、本新株式については、発行の時点で資金を調達することができ、本スキームにおける早期の資金調達の蓋然性を高めることが可能となります。

本スキームは、発行価格が9円の本新株式の発行と、行使価額が9円に固定された本新株予約権を組み合わせたものです。本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額は本第三者割当に係る取締役会決議日の

直前取引日（2026年2月25日）における当社普通株式の終値63円に対して85.7%（小数第2位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値72円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して87.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値74円に対して87.8%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値90円に対して90.0%のディスカウントであり、最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら、当社としては、以下の理由に基づき、本新株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額に合理性があるものと判断しております。

① 本新株式

ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、本第三者割当について割当予定先と協議する中で、株式割当予定先から、本第三者割当で発行される発行株式の価額は本新株予約権の行使価額を上限とすることが引受の条件である旨の説明を受けました。当社としても、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権だけでなく本新株式の発行を行うことで直ちに資金調達する必要があるものと考えていたところ、株式割当予定先の上記提案を受け入れることが唯一かつ最善の手段であると判断し、本新株式の発行価額を下記「②本新株予約権」に記載の本新株予約権の行使価額と同額の9円といたしました。

イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、株式割当予定先との協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額を決定するに際して、また、本定時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、及び②DCF法の各算定方法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、赤坂国際会計から2026年2月26日付で、株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：63円から90円

DCF法：7円から11円

市場株価平均法では、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年2月25日を算定基準日として、当社株式の基準日終値63円、直近1か月間の終値の単純平均値72円、直近3か月間の終値の単純平均値74円及び直近6か月間の終値の単純平均値90円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を63円～90円と算定しております。

DCF法では、当社が作成した2026年12月期から2028年12月期までの3期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年12月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フロー（いずれもマイナス値です。）を一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を7円～11円と算定しております。前提の財務予測に利用した3か年の当社の連結事業計画は、2026年12月期の売上高703百万円営業損失222百万円、2027年12月期の売上高997百万円営業損失137百万円、2028年12月期の売上高1,290百万円営業損失73百万円となっており、事業計画のうち主な増加要因はリユース事業で、2026年12月期は売上高349百万円営業利益13百万円、2027年12月期は売上高532百万円営業利益33百万円、2028年12月期は売上高725百万円営業利益58百万円を見込んでおります。なお、割引率は加重平均資本コストとし、6.30%～10.71%を採用しており、継続価値の算定にあたってはEXITマルチプル法を採用し、企業価値に対する売上高の倍率を0.9倍として、当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

ウ. 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会及び監査等委員会の払込金額についての判断

上記のとおり、本新株式の払込金額である9円は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなりますが、本株式価値算定書に照らしても、DCF法による算定結果（7円から11円）の範囲内であること、また、上記のとおり、他に現実的な提案もない中で早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権だけでなく本新株式の発行を行うことで直ちに資金調達する必要があるところ、SJIから提案された上記払込金額を受け入れず、他の資金調達先を探すことは現実的に難しいことを総合的に勘案し、当社は、本新株式の払込金額は妥当な金額であると判断しています。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、赤坂国際会計は当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株式の価値算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株式の発行については、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1株当たりの払込金額を9円とすることは、相当である旨の意見が述べられております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会

計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び新株予約権割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年2月25日）の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等並びに新株予約権割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（当社の株価（63円）、ボラティリティ（99.7%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.4%）及び市場出来高、新株予約権割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である第14回新株予約権1個当たり0.7円、第15回新株予約権1個当たり0.6円を参考に新株予約権割当予定先との間での協議を実施したところ、新株予約権割当予定先からは、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考えたため、本新株予約権1個の払込金額を0.01円としています。

本新株予約権の行使価額が9円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定された理由としては、新株予約権割当予定先より、当社の2025年12月期決算短信において公表した2025年12月期末時点における財務状況及び2025年12月以降の財務状況等の予想を踏まえて、新株予約権割当予定先において総合的に検討した結果、当社の財務状況及び本資金調達がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の本新株予約権を行使できるようにするためには、行使価額は9円が上限であるとの説明を受けております。9円という価額については、現在の当社の財政状況及び直近数年間の業績の推移などを総合的に検討した結果、当社の純資産額の予想金額から支払予定金額を差し引いた金額をもとに、時価純資産法により新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが判断したものであるとのことです。また、新株予約権の発行価額が僅少（0.0001円/株）となっている点については、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。そのような状況下で本資金調達と比較して当社の資金需要に応え、より良い条件を提示する先も探しましたが、時間的な制約もあり、3名から口頭での提案を受けましたが正式な提案には進まず、コミットメントありの新株予約権あるいは株式割当て当社の資金需要に応えるより良い他の割当予定先がいなかったため、上記の発行価額及び行使価額にて本資金調達を行うこととしております。

上記のとおり、本新株予約権の行使価額9円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年2月25日）における当社普通株式の終値63円に対して85.7%のディスカウント、同直前取引日ま

での直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値72円に対して87.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値74円に対して87.8%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値90円に対して90.0%のディスカウントであり、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。また、上記のとおり、本新株予約権の発行価額0.01円（普通株式1株当たり0.0001円）は、赤坂国際会計による本新株予約権の評価額（第14回新株予約権1個当たり0.7円、第15回新株予約権1個当たり0.6円）よりも低いことから、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。なお、当社普通株式について赤坂国際会計により株式価値算定結果の提供を受けており、本新株予約権の行使価額（9円）は、本新株式のDCF法による株式価値算定結果（7円から11円）の範囲内でありま

す。当社はEVO FUND及びKJEPを新株予約権割当予定先とし、SJIを株式割当予定先とすることが最善の手段であり、かつ、当社の資金需要にに応じていることからすると合理性があるものと考えております。

当社取締役会としても、現在の当社の財政状況及び今後の資金需要並びに成長資金にかかる資金調達が緊急に必要である状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達すること及び新株予約権割当予定先から提案された現状の払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れず、他の資金調達先を探すことは難しいと判断しました。なお、本資金調達以外の資金調達方法についても検討いたしましたが、公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資及び新株式又は新株予約権のみの第三者割当についてはいずれも実現が困難であるか、現実的に実現可能性がなく、新株予約権付社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債のみによる資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、貸し手を見つけるのが困難であること、行使価額修正条項付新株予約権については当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、早期の資金調達をすることが困難であることを理由として、本資金調達を実施する判断にいたりました。

また、当社監査等委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、赤坂国際会計は当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法についても一定の妥当性が認められること、従って本新株予約権の発行については、払込金額について割当予定先にとって有利な金額による発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、本新株予約権の発行価額を0.01円（普通株式1株当たり0.0001円）とすることは相当である旨の意見が述べられております。

新株予約権割当予定先からは、上記のとおり、現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。また、株式割当予定先からは、EVO FUNDが短期間で市場での売却を行うことを顧みると、本新株予約権の行使価額を超える発行価格で引き受けることは困

難であることから、本新株式の発行価格について、本新株予約権の行使価額と同額に設定したい旨の依頼がありました。当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは資本増強の蓋然性を確保できないことから、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考え、かかる発行価額が引受の条件である旨の説明を受けたためこれを受け入れた上で株主の皆様のご判断を仰ぐことにした次第です。

これまで当社は割当予定先以外にも複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を確実に引き受けていただき、また議決権行使等の観点からも問題のない候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって既存株主の皆様にご迷惑をお掛けすることを十分に認識し、株主の皆様のご理解をお願いするものであります。

(2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による新規発行株式数12,000,000株(議決権数120,000個)に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数83,000,000株(議決権数830,000個)を合算した総数は95,000,000株(議決権数950,000個)であり、2025年12月31日現在の当社発行済普通株式総数である33,685,080株(議決権数336,779個)に対して282.02%(議決権総数に対し282.08%)(小数第3位を四捨五入)にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続きを取らせていただくことといたしました。

本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落、SJIを除く全ての既存株主の資産価値に対する大幅な希薄化(ディスカウント発行による理論株価の低下)等、既存株主の皆様にご多大なる不利益を与えることとなりますが、当社は、企業を存続させることが重要であり、その実現のためには当社の財務状態の改善が急務であること、それと同時に収益力を改善するため既存事業への投資資金を調達する必要がある、これ以外に手段がないと判断しております。また、EVO FUNDの保有方針は、純投資とのことであり、株価や市場動向により本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのこと。EVO FUNDが当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。なお、EVO FUNDが本新株予約権の全部を行使して取得した場合の38,000,000株を行使期間である1年間にわたって売却するとした場合の1取引日当たりの平均数量が約155,738株であることから、当社株式の過去1か月間における1日当たり平均出来高1,124,786株、3か月間における1日当たり平均出来高891,945株及び6か月間における1日当たり平均出来高808,369株と比較して、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員の任期が満了となります。つきましては、迅速な意思決定及び経営体制の効率化のため、1名減員して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	ふじわら ひろき 藤原 宏樹 (1975年9月16日) 所有する当社の 株式の数 一株	1997年8月 2012年4月 2014年4月 2017年7月 2018年4月 2019年3月 2021年12月 2022年11月 2023年1月 2023年4月 2024年11月 2025年3月 2025年3月	株式会社ネクスト 入社 同社 専務取締役 同社 代表取締役 株式会社メディアリンクス 入社 同社 取締役 株式会社玉光堂 取締役 メモリーテックつくば株式会社 代表取締役 株式会社精美堂 取締役 株式会社みっとめるへん社 取締役 株式会社RedGames 取締役 株式会社玉光堂ホールディングス 取締役 当社 代表取締役社長（現任） BTCリンク株式会社 代表取締役社長（現任）
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>藤原宏樹氏につきましては、2025年3月に取締役へ就任以降、豊富な経験と知見に基づき、当社グループの成長戦略の指揮を執ってまいりました。今後も、新規事業及び成長加速事業における戦略的な事業展開をしていくうえで、当社を主導、牽引していただけるものと考えております。また、今後はその知見を、事業部門だけでなく管理部門の管理、強化にも活かして尽力いただきたく、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2	かねこ ゆうすけ 金子 雄亮 (1995年3月23日) 所有する当社の 株式の数 一株	2013年4月 2014年4月 2018年7月 2019年7月 2022年5月 2023年3月 2023年5月 2024年8月 2025年5月 2025年10月	株式会社デントオール 入社 株式会社BLOOM 入社 株式会社CocoVita 代表取締役 株式会社Libeiro 代表取締役 株式会社アラヴィス 取締役 MAKE BEAUTURE株式会社 取締役 (現任) インフルエンサーZ株式会社 取締役 同社代表取締役 (現任) 当社 執行役員 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) MAKE BEAUTURE株式会社 取締役 インフルエンサーZ株式会社 代表取締役
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>金子雄亮氏につきましては、複数の事業会社の取締役、代表取締役を歴任し、事業会社の経営者としての豊富な知見を有しており、特に同氏がこれまでに携わったSNSに関する事業は、当社が推進するデジタル戦略との高い親和性を有します。当社取締役就任後、当社の事業展開においてその知見を存分に発揮していただいております。当社の事業展開に不可欠な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
3 (※)	いとう はるゆき 伊東 治行 (1950年5月1日) 所有する当社の 株式の数 一株	1968年4月 1970年5月 1974年5月 1980年8月 1993年3月 1997年5月 2016年8月 2016年12月 2017年9月 2019年1月 2019年12月	日本パーカライジング株式会社 入社 株式会社紋クラフト 入社 有限会社モアアンドモア 設立 株式会社オーレックス 入社 株式会社ウィズコーポレーション 代表取締役社長 株式会社みっとめるへん社 代表取締役社長 株式会社ウィズコーポレーション 会長 鈴木出版株式会社 代表取締役会長 東京書店株式会社 代表取締役 株式会社大泉書店 代表取締役 株式会社ウィズコーポレーション 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ウィズコーポレーション 代表取締役社長
<p>■取締役候補者とした理由</p> <p>伊東治行氏は、長年・複数の企業経営の第一線において、事業運営・組織マネジメントに携わってきた経験を有しております。事業環境の変化といった不確実性の高い局面においても、冷静かつ的確な判断を行ってきた知見は、経営の安定性を確保する必要がある当社においても、活かし発揮していただけるものと判断したことから、取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、藤原宏樹氏と金子雄亮氏の間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。) 藤原宏樹氏及び金子雄亮氏が選任された場合には同様の補償契約を継続する予定であり、伊東治行氏が選任された場合には同様の補償契約を締結する予定であります。
4. 現在当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険契約の内容については以下のとおりです。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれなないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員の任期が満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者の氏名、略歴等は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
1	ほうじょう ようへい 北條 陽平 (1985年4月21日) 所有する当社の 株式の数 一株	2017年 2月 2019年 4月 2020年10月 2025年10月	M&A総合法律事務所 入所 公智法律事務所 入所 北條法律事務所 設立 (現任) 当社 取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 北條法律事務所 所長
<p>■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>北條氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士登録以来、M&Aをはじめとする企業法務に携わり、専門知識と豊富な知見を有しております。当社取締役就任後、法律専門家である社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただき、監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
2	さくま はるひで 佐久間 玄任 (1970年9月4日) 所有する当社の 株式の数 一株	2008年12月 2014年 8月 2017年12月 2019年 2月 2019年 7月 2023年 8月 2025年 2月 2025年10月 2026年 2月	監査法人トーマツ 入所 佐久間公認会計士事務所 所長 弁護士法人アディーレ法律事務所 入所 荒木法律事務所 入所 国税不服審判所 国税審判官 財務省関東財務局 金融証券検査官・法務監査官 弁護士法人SAKURA法律事務所 大阪支店長 当社 取締役(監査等委員)(現任) 佐久間法律会計事務所 設立(現任) (重要な兼職の状況) 佐久間法律会計事務所 所長
<p>■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</p> <p>佐久間氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士資格及び弁護士資格を有し、監査法人での会計監査及び長きにわたる弁護士・国家公務員としての経験を有しております。当社取締役就任後、会計及び法律の専門家としての豊富な知見から、社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただき、監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
3 (※)	さへぐさ みつる 三枝 充 (1974年11月25日) 所有する当社の 株式の数 -株	1999年 4月 2001年 1月 2008年 5月 2017年 7月 2022年 1月	株式会社フロムソフトウェア 入社 厚生労働省 入省 旬報法律事務所 入所 早稲田リーガルコモンズ法律事務所 入所 Kollectパートナーズ法律事務所 設立(現任) (重要な兼職の状況) Kollectパートナーズ法律事務所 パートナー弁護士 ■監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 三枝氏は、弁護士資格を有し、IT関連業務や暗号資産関連業務をはじめとして労務案件や不動産関連から企業法務まで、幅広い専門知識と豊富な知見をお持ちです。また、ブロックチェーン関連事業会社等における取締役としての経験も有することから、社外取締役として当社経営についての適切な監査を行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として適任であることから、取締役候補者といたしました。

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 北條陽平氏、佐久間玄任氏及び三枝充氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、北條陽平氏、佐久間玄任氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補償されないなど、一定の免責事由があります。)北條陽平氏及び佐久間玄任氏が選任された場合には同様の補償契約を継続する予定であり、三枝充氏が選任された場合には同様の補償契約を締結する予定であります。
5. 現在当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険契約の内容については以下のとおりです。
6. 当社は、北條陽平氏及び佐久間玄任氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、北條陽平氏及び佐久間玄任氏が選任された場合には当該責任限定契約を継続する予定であり、三枝充氏が選任された場合には同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 北條陽平氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって5か月であります。
8. 佐久間玄任氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって5か月であります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しており、同保険の被保険者の範囲は、当社及びその子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)になります。保険料は全額当社が負担しており、被保険者の職務の執行に起因して提訴された株主代表訴訟、第三者訴訟などにより請求された損害賠償金及び訴訟費用等が、同保険により補償されます。ただし、当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は、上記保険契約の補償対象外となっております。

以上

株主の皆様へ

拝啓 株主の皆様には、ますますご清祥のこととご拝察申し上げます。

日頃は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を一層向上させ、中長期的に保有いただける株主様の増加を目的として、株主優待制度を実施しております。

今回のご優待は、2025年12月31日現在の株主名簿に記載された単元株（100株）以上保有の株主様を対象とした特典とさせていただきますようお願い申し上げます。

また、弊社は、今後とも企業価値の増大に向け一層精励する所存でございます。

株主の皆様には、今後とも倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2026年3月

CRAVIA株式会社
代表取締役社長 藤原 宏樹

株主優待制度のご案内

当社は、株主の皆様への感謝の一端として、株主優待制度を設けさせていただきましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

<対象となる株主様>

2025年12月31日現在の株主名簿に記載された単元株（100株）以上保有の株主様

※1単元以上の株式を保有されていればご利用いただけます。

<ご優待の内容>

企業名	優待内容
①株式会社cadre	cadre hair dryerを定価より20%割引で購入いただけます。 (ご希望者全員につき、お一人様1点までとさせていただきます)
②株式会社BEBOP	BEBOP主催タレントトークショー(有料イベント) 2026年4月・東京都内で開催予定・出演: 田淵累生(予定) (ご希望者より抽選で20名様をご招待いたします)
③メモリーテックつくば株式会社 インタラクティブコンテンツ事業部	限定アイテム「プレミアムほっぺちゃん」シリーズの株主限定モデル を定価相当額の20%割引でご購入いただけます。 (ご希望者全員につき、お一人様1点までとさせていただきます)

<お申込み・ご応募方法>

- ① 次のURL にアクセスして、必要事項をご入力の上、ご応募ください。
QRコードからもご応募いただけます。

株主様専用特設サイトURL : <https://x.gd/tBsKW>



※ご応募締め切り：2026年3月23日23:59

- ② 「タレントトークショー」につきまして、ご当選のご連絡はメールにてお送りいたします。
※上記ご優待についての転売については固くお断りします。
※ご不明な点がございましたらir@cravia.jp までお問い合わせください。

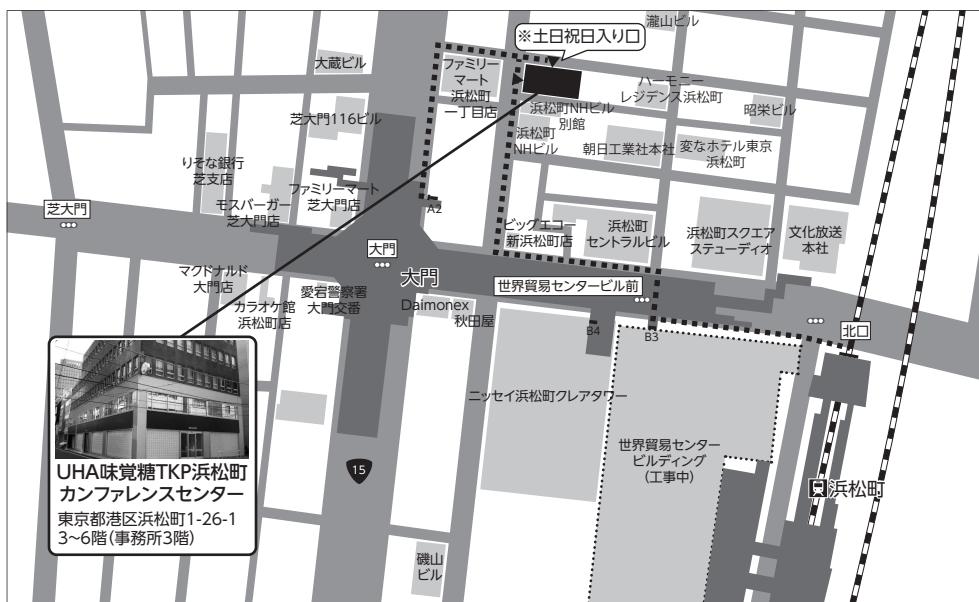
以上

株主総会会場のご案内

会場 味覚糖UHA館TKP浜松町カンファレンスセンター
カンファレンスルーム6A

住所 東京都港区浜松町1-26-1 味覚糖UHA館

<ご案内図>



<アクセス>

JR山手線 浜松町駅 北口 徒歩4分
東京モノレール 浜松町駅 中央口 徒歩5分
都営浅草線 大門(東京都)駅 A2出口 徒歩2分
都営大江戸線 大門(東京都)駅 A2出口 徒歩2分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。